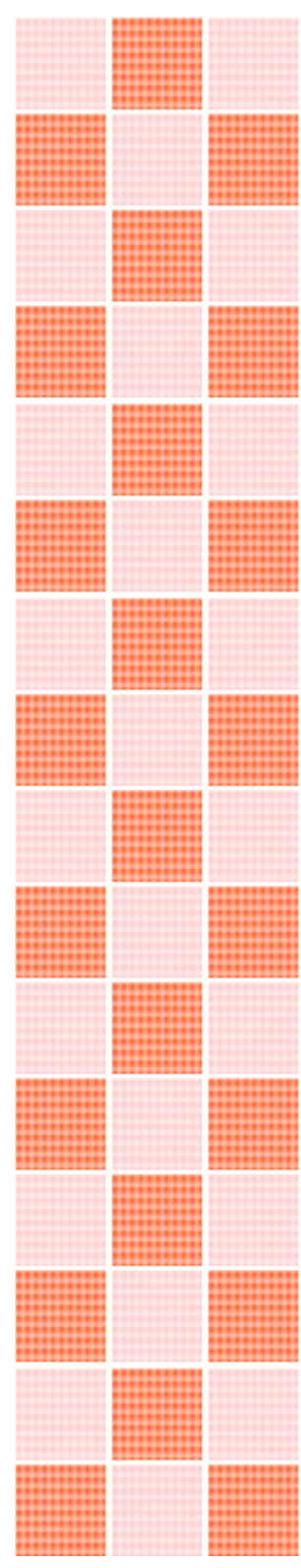


企業年金間のポータビリティと
通算企業年金のご案内
2022年度

年金サービスセンター
年金記録課

目 次

I	企業年金間のポータビリティとは	ポータビリティ	．．．．．	3
II	連合会の「通算企業年金」とは	通算企業年金	．．．．．	7
III	企業年金と連合会の間での持ち運び	確定給付	確定拠出	．．．．． 21
	1. 連合会へ持ち込むとき	．．．．．		21
	2. 連合会から持ち運ぶとき	．．．．．		52
IV	参考資料	参考資料	．．．．．	60
	1. 連合会ホームページの活用	．．．．．		61
	2. よくある質問Q & A	．．．．．		64

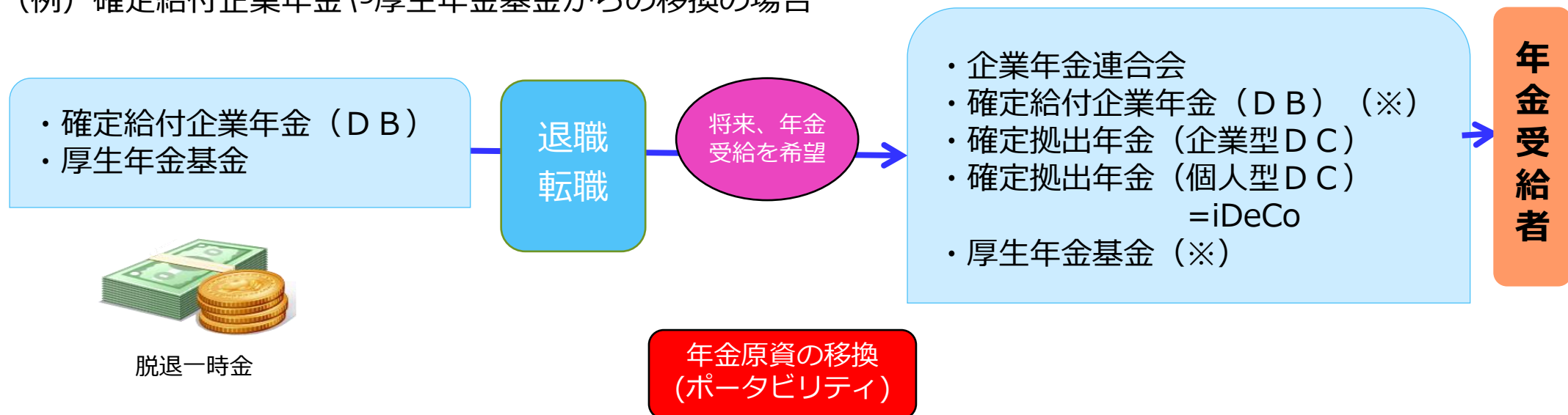


I 企業年金間のポータビリティとは

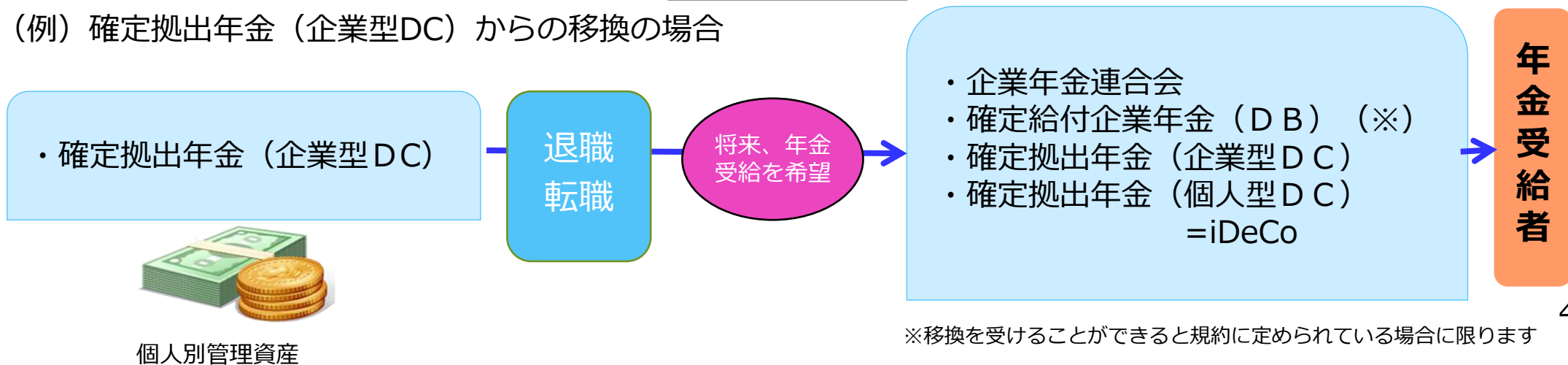
企業年金間のポータビリティとは

企業年金の中途脱退者等は、他の企業年金等（企業年金連合会、確定給付企業年金、確定拠出年金、厚生年金基金）へ年金原資を移換できます（平成17年10月施行）

（例）確定給付企業年金や厚生年金基金からの移換の場合



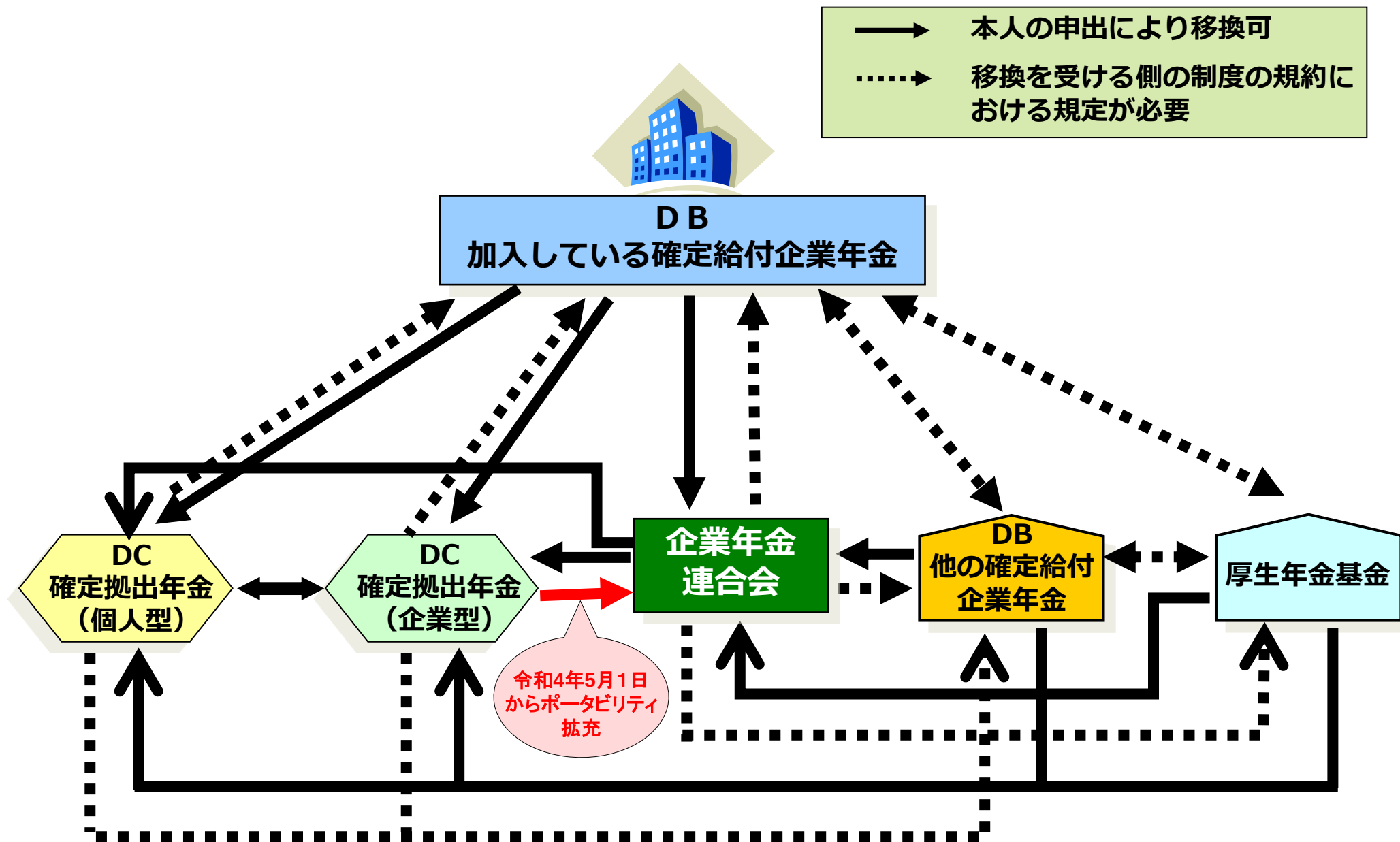
（例）確定拠出年金（企業型DC）からの移換の場合



※移換を受けることができると規約に定められている場合に限りです

ポータビリティ全体のイメージ（法律改正による持ち運びの広がり）

令和4年5月1日からは確定拠出年金（企業型DC）からも
企業年金連合会に持ち込みできるようになりました



ポータビリティ全体のイメージ（法律改正による持ち運びの広がり）

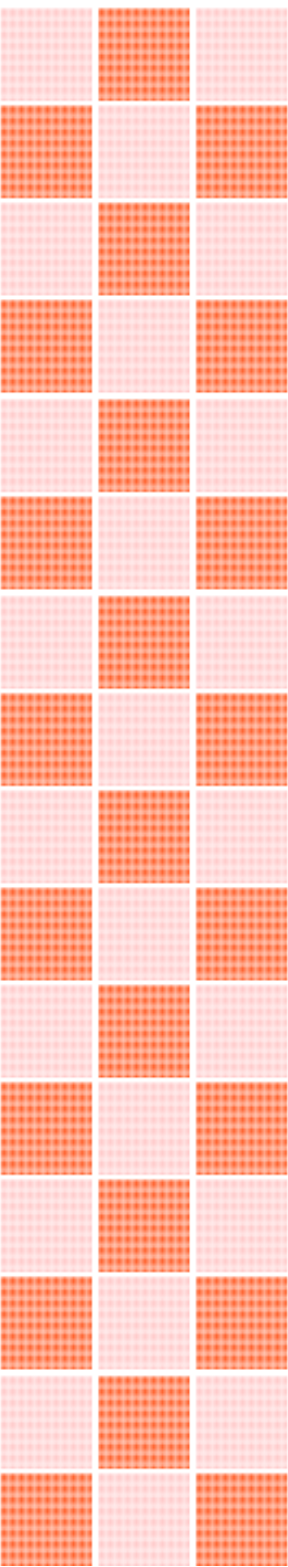
移換前に加入していた制度	移換先の制度						
		DB	企業型DC	個人型DC	中小企業退職金共済	企業年金連合会	厚生年金基金
	DB	○	○	○	○※2	○	○
	企業型DC	○	○	○	○※2	×→○ 令和4年5月1日 施行	×
	個人型DC	○	○		×	×	×
	中小企業退職金共済	○（※1+※2）	○（※1+※2）	×	○	×	×
	企業年金連合会	○	○	○	×		○
	厚生年金基金	○	○	○	○※3	○	○

※1 中小企業退職金共済に加入している企業が、中小企業でなくなった場合に資産の移換が可能

※2 合併・会社分割等の場合に限った措置（中小企業退職金共済法の一部改正（平成28年4月1日施行））

※3 厚生年金基金が解散した場合であって、当該基金の設立事業所の事業主が中小企業者であるとき、中小企業退職金共済に資産の移換が可能

注：薄色部分は平成30年5月の法律改正の際に拡充された箇所



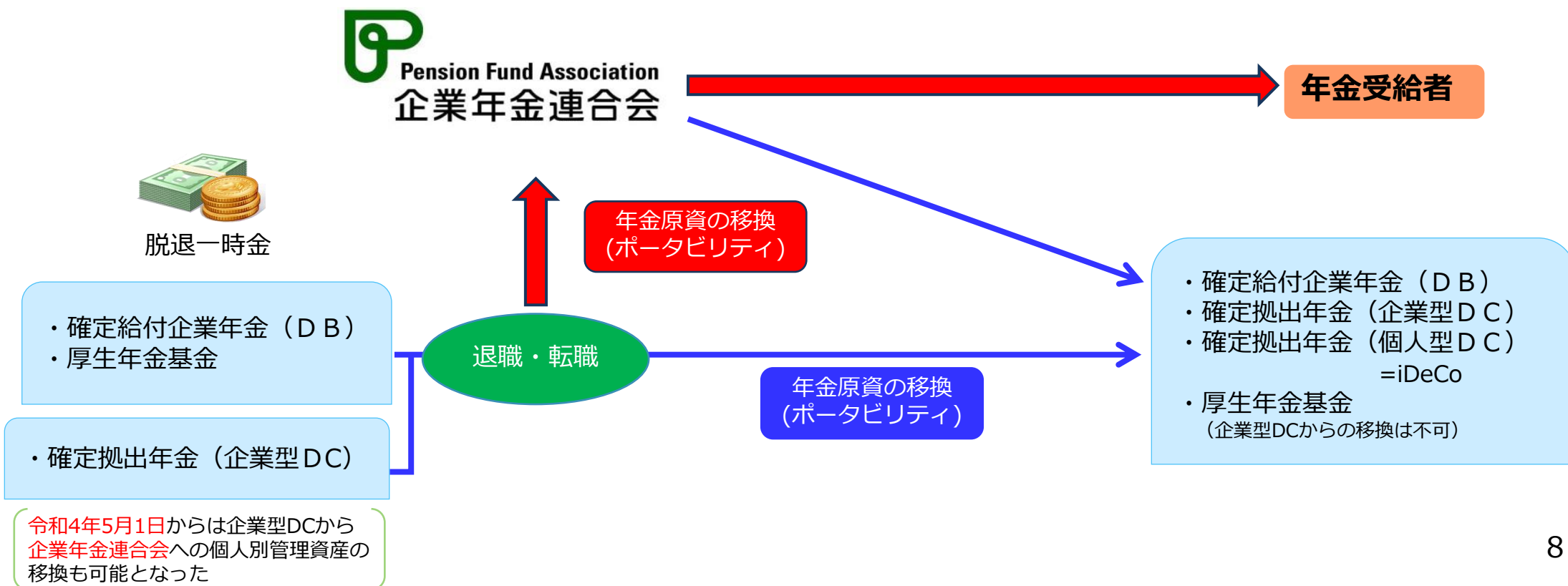
Ⅱ 連合会の「通算企業年金」とは

連合会の「通算企業年金」とは

ポータビリティのなかで連合会が果たす役割

企業年金連合会（連合会）の役割

中途脱退者等の選択により、脱退一時金相当額等を連合会へ移換した場合、連合会は移換された脱退一時金相当額等を原資として、**将来、終身にわたって年金（通算企業年金）を支払います**



通算企業年金の特徴



➤ 生涯にわたって年金を支給（終身年金）

➤ 年金額を算定する際の予定利率

0.25～1.25%…令和4年5月1日以降に加入資格を喪失した方

0.50～1.50%…平成29年4月1日以降、令和4年4月30日以前に加入資格を喪失した方

〈連合会規約の改正（令和3年9月13日厚労大臣認可）により予定利率が変わりました〉

➤ 原則として65歳から支給

（支給開始年齢は老齢厚生年金同様、性別及び生年月日に応じて60歳から65歳に段階的に引上げ P.15）

- ◆ 希望により本来の支給開始年齢よりも早く（60歳以降）受け取ることが可能（但し、受給期間が長くなるため年金額は減額された額となる）
- ◆ 本来の支給開始年齢を超えて脱退一時金相当額等を移換されたときは、移換された月の翌月分から年金を支給

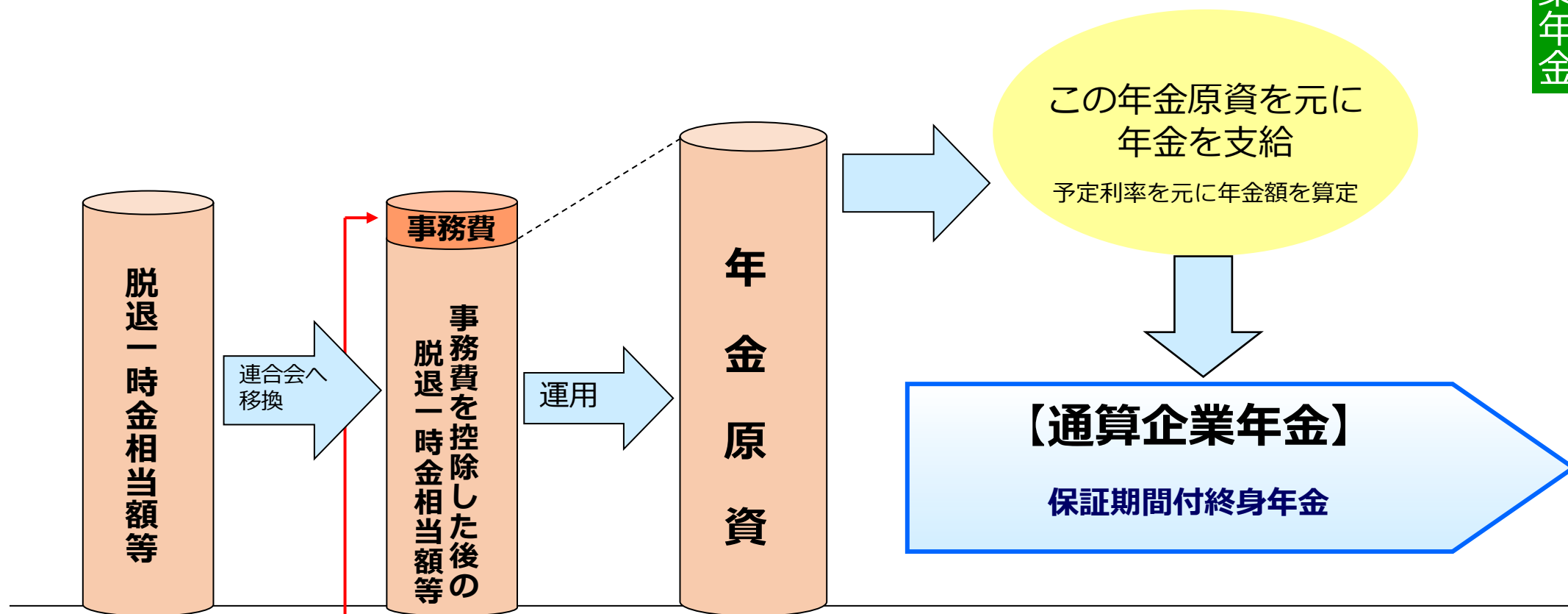
➤ 保証期間付き（支給開始年齢から原則満80歳まで）

- ◆ 年金の裁定時又は支給開始後保証期間内であって一定の事情が生じた場合は、本人の選択により、残りの保証期間に応じて選択一時金を支給
- ◆ 支給開始年齢前又は支給開始年齢後保証期間内に亡くなられた場合は、残りの保証期間に応じて遺族の方に死亡一時金を支給

➤ 移換された脱退一時金相当額等から、事務費（定額事務費 + 定率事務費）を控除

◇脱退一時金相当額等をお預かりしてから、選択一時金や死亡一時金をお受け取りになるまでの期間が短い場合は、お預かりした金額を下回る場合があります

通算企業年金のイメージ



◆支給開始年齢は老齢厚生年金と同じ (P.15)

事務費（上限34,100円）＝ 定額事務費（一律1,100円）＋ 定率事務費（上限33,000円）

- ※ 定率事務費は移換された脱退一時金相当額等や年齢などにより異なります
- ※ 脱退一時金相当額等が定額事務費（一律1,100円）以下の場合は移換できません
- ※ 年金額は移換された脱退一時金相当額等から事務費を差し引いて計算しています

通算企業年金の特徴 ～予定利率～

予定利率について

年金額を算定する際の予定利率は、脱退一時金相当額等移換時の年齢に応じた率が適用されます

移換時年齢	令和4年5月1日以降に加入資格を 喪失した方の予定利率	平成29年4月1日以降、令和4年4月30日 以前に加入資格を喪失した方の予定利率
45歳未満	1.25%	1.50%
45歳以上55歳未満	1.00%	1.25%
55歳以上65歳未満	0.75%	1.00%
65歳以上	0.25%	0.50%

【参考】 予定利率について (Q&A)

Q1：通算企業年金の予定利率はどのように決まるのですか

A1：長期国債の応募者利回り及び優良社債の利回りの動向を勘案した年金給付等積立金及び積立金の運用収益に係る予測に基づき、定めることとしています

Q2：連合会に移換した後、予定利率が変われば年金額も変わるのですか

A2：連合会への移換時に適用された予定利率は、その後、予定利率の変更があってもそれはその後の新規移換者に適用されるものであり、既移換者については変わることはないため、年金額も変わりません

移換する脱退一時金相当額等に対する年金額（年額）【概算】

令和4年5月1日以降に加入資格を喪失した方で、
受け取り開始年齢が65歳の場合

（円：百円未満四捨五入）

	移換時の年齢	予定利率	移換する脱退一時金相当額等					
			10万円	20万円	30万円	50万円	100万円	200万円
男性	25歳0月	1.25%	7,600	15,400	23,100	38,600	77,200	155,900
	35歳0月	1.25%	6,900	13,800	20,700	34,600	69,200	139,400
	45歳0月	1.00%	5,700	11,400	17,200	28,700	57,400	115,100
	55歳0月	0.75%	4,900	9,900	14,900	24,900	49,900	99,900
	65歳0月	0.25%	4,300	8,700	13,100	21,900	43,800	87,500
女性	25歳0月	1.25%	6,500	13,100	19,700	33,000	66,000	133,200
	35歳0月	1.25%	5,900	11,800	17,700	29,600	59,200	119,100
	45歳0月	1.00%	4,800	9,700	14,600	24,400	48,800	97,900
	55歳0月	0.75%	4,200	8,400	12,700	21,100	42,300	84,700
	65歳0月	0.25%	3,700	7,400	11,100	18,500	37,000	74,100

※「移換時の年齢」とは、脱退一時金相当額等が企業年金連合会に移換された月末の年齢（月単位）です

なお、1日生まれの方は前月末日が年齢到達日のため、「移換時の年齢」は+1ヶ月になります

※例えば、35歳0月の男性が脱退一時金相当額等100万円を移換した場合、年額約69,200円の通算企業年金を65歳から生涯にわたってお受け取りいただけます

※女性の年金額が男性に比べて低くなっているのは、女性のほうが平均寿命が長い（受取期間が長い）ことを前提としているためです

移換する脱退一時金相当額等に対する年金額（年額）【概算】

平成29年4月1日以降、令和4年4月30日以前に加入資格を喪失した方で、
受け取り開始年齢が65歳の場合

（円：百円未満四捨五入）

	移換時の年齢	予定利率	移換する脱退一時金相当額等					
			10万円	20万円	30万円	50万円	100万円	200万円
男性	25歳0月	1.50%	9,500	19,000	28,600	47,800	95,600	193,900
	35歳0月	1.50%	8,200	16,500	24,700	41,300	82,700	166,900
	45歳0月	1.25%	6,500	13,200	19,800	33,000	66,100	132,800
	55歳0月	1.00%	5,500	11,000	16,500	27,500	55,100	110,400
	65歳0月	0.50%	4,600	9,200	13,900	23,100	46,300	92,700
女性	25歳0月	1.50%	7,700	15,500	23,300	38,900	77,900	157,900
	35歳0月	1.50%	6,700	13,400	20,200	33,600	67,400	135,900
	45歳0月	1.25%	5,300	10,700	16,000	26,700	53,500	107,500
	55歳0月	1.00%	4,400	8,800	13,300	22,200	44,400	89,000
	65歳0月	0.50%	3,700	7,400	11,100	18,500	37,100	74,300

※「移換時の年齢」とは、脱退一時金相当額等が企業年金連合会に移換された月末の年齢（月単位）です

なお、1日生まれの方は前月末日が年齢到達日のため、「移換時の年齢」は+1ヶ月となります

※例えば、35歳0月の男性が脱退一時金相当額等100万円を移換した場合、年額約82,700円の通算企業年金を65歳から生涯にわたってお受け取りいただけます

※女性の年金額が男性に比べて低くなっているのは、女性のほうが平均寿命が長い（受取期間が長い）ことを前提としているためです

通算企業年金の特徴 ～事務費～

事務費について

移換された脱退一時金相当額等から、事務費（定額事務費＋定率事務費）を控除させていただきます（移換時に一括して控除させていただきます）

事務費（上限34,100円）

定額事務費（一律1,100円）

○移換通知書の受付や移換完了通知書の送付等の事務経費に充てられます

定率事務費（上限33,000円）

○データ管理や年金の振込み等の事務経費に充てられます

○移換時の年齢や性別、脱退一時金相当額等に応じて計算されます

--参考--

◇脱退一時金相当額等を移換した後に、当該移換を取消した場合、その後のデータ管理や年金の振込み等の事務経費は不要となるため、定率事務費については全額返還されます

◇既に脱退一時金相当額等が連合会に移換されている方が、その後、新たに脱退一時金相当額等を移換する場合、改めて年金の振込み等に要する事務経費は不要となるため、定率事務費は軽減されます

通算企業年金の特徴 ～支給開始年齢～

支給開始年齢について

通算企業年金の支給開始年齢については、老齢厚生年金と同様に生年月日に応じて60歳から65歳に段階的に引き上げられています

【男性】 生年月日	【女性】 生年月日	支給開始 年齢
昭和28年4月1日以前	昭和33年4月1日以前	60歳
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	昭和33年4月2日～昭和35年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	昭和35年4月2日～昭和37年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	昭和37年4月2日～昭和39年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	昭和39年4月2日～昭和41年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以降	昭和41年4月2日以降	65歳

--参考--

◇本来の支給開始年齢を超えてから移換された場合は、脱退一時金相当額等が移換された月の翌月分からの支給となります

通算企業年金の特徴 ～繰上げ請求～

繰上げ請求について

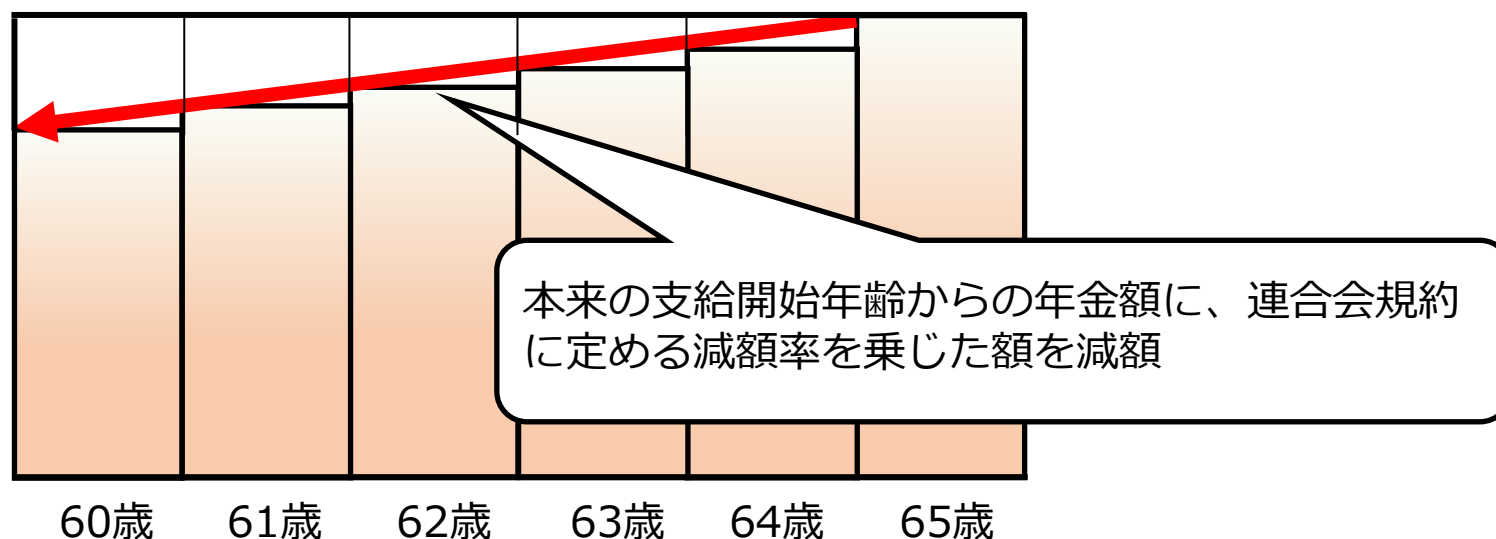
本人の選択により本来の支給開始年齢よりも早く年金を受給できます

本来支給開始年齢が61歳以上の方は、本人の選択により本来支給開始年齢（P.15）よりも早く通算企業年金を受け取ることができます（60歳以降）

ただし、年金額は、繰り上げた月数に応じて本来の年金額から減額となります

なお、請求を繰り上げた場合も保証期間の終了する年齢に変更はないため、繰り上げた期間分、保証期間が延びることになります

繰上げ請求時の年金額のイメージ



通算企業年金の特徴 ～保証期間～

保証期間について

通算企業年金には保証期間がついています

保証期間とは、支給開始年齢から原則80歳に達するまでの期間のことを指し、その間に年金での受け取りから一時金での受け取りに変更した場合や、亡くなられた場合には、残存保証期間に応じて選択一時金や死亡一時金を受け取ることができます

(65歳支給開始の場合)

65歳

保証期間

80歳



65歳以降に脱退一時金相当額等を移換された場合は、保証期間は下記の通りとなります
また、通算企業年金の繰上げ請求をした場合であっても、保証期間の終了する年齢に変更はありません

脱退一時金相当額等移換時	保証期間
65歳	15年
66歳	14年
67歳	13年
68歳	12年
69歳	11年
70歳	10年
71歳	9年
72歳	9年
73・74歳	8年
75・76歳	7年
77・78歳	6年
79・80歳	5年
81・82歳	4年
83・84歳	3年
85・86歳	2年
87歳以上	1年

通算企業年金の特徴 ～選択一時金～

選択一時金について

選択一時金とは、以下の事情が生じた場合に限り、通算企業年金の支給に代えて、一時金として支給されるものです

- (ア) 受給権者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと
- (イ) 受給権者がその債務を弁済することが困難なこと
- (ウ) 受給権者が心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したこと
- (エ) その他 (ア) ～ (ウ) に準ずる事情がある場合

選択一時金の支給

(65歳支給開始※の場合)

※支給開始年齢は老齢厚生年金と同様、60歳から65歳に段階的に引き上げられている (P.15)

支給開始時期まで、選択一時金の支給はできません



<年金の裁定請求時>

- ①全額一時金を選択
- ②50%年金、50%一時金
- ③全額年金を選択

<保証期間内>

左記の②または③を裁定時に選択した場合

保証期間

65歳

80歳

通算企業年金の特徴 ～死亡一時金～

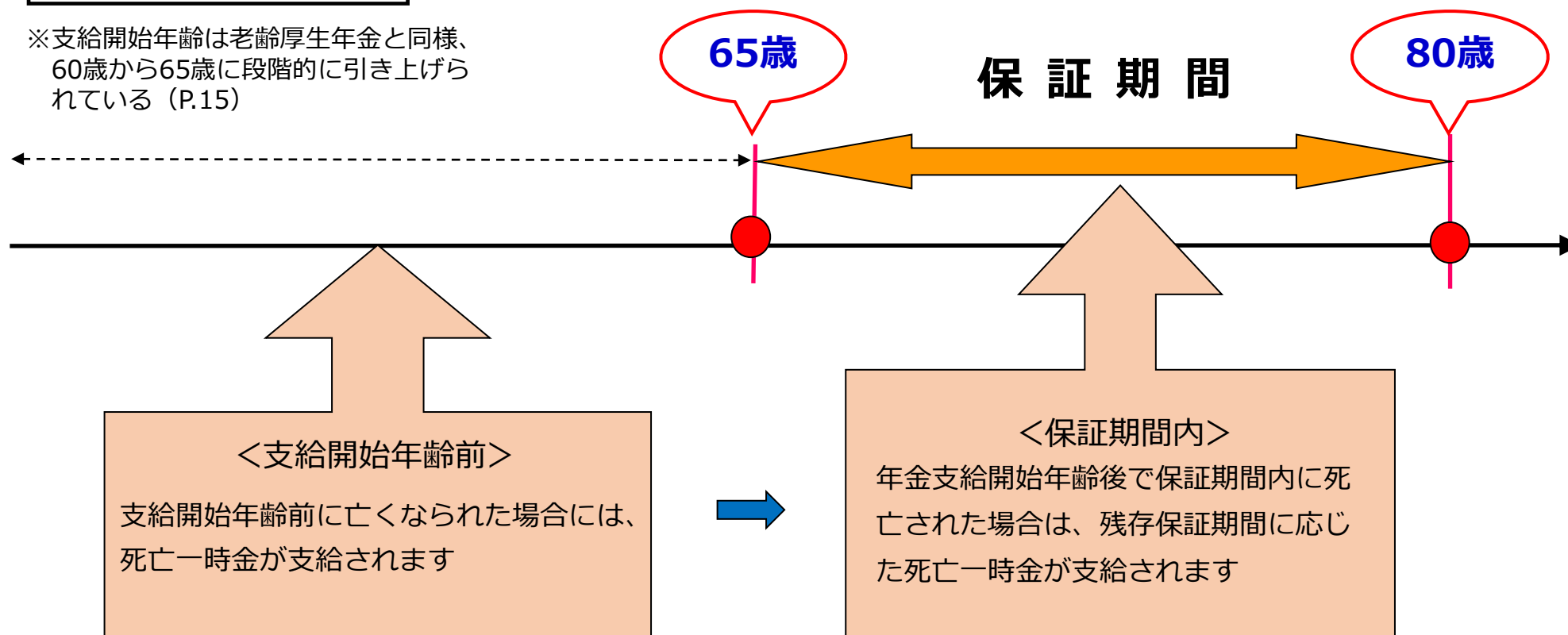
死亡一時金について

死亡一時金とは、支給開始年齢前または保証期間内に亡くなられた場合、通算企業年金の支給に代えて、ご遺族の方に一時金として支給されるものです

死亡一時金の支給

(65歳支給開始※の場合)

※支給開始年齢は老齢厚生年金と同様、60歳から65歳に段階的に引き上げられている (P.15)



通算企業年金の特徴 ～最低保証～

選択一時金および死亡一時金の最低保証について

選択一時金および死亡一時金は将来の終身年金支給の代わりに保証期間に支給する給付の現価に相当する額を一時金で先に取得する形であることから、事務費控除後の脱退一時金相当額等を下回る場合があるため、一定の条件（最低保証適用条件）に相当する場合、事務費控除後の脱退一時金相当額等の支給が保証されます

◇最低保証適用条件

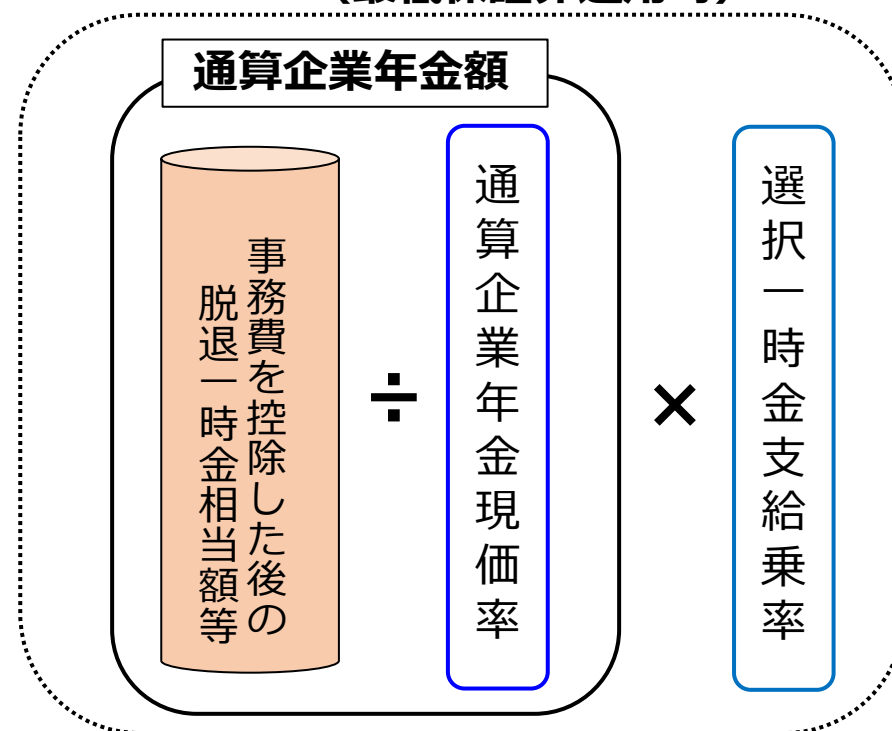
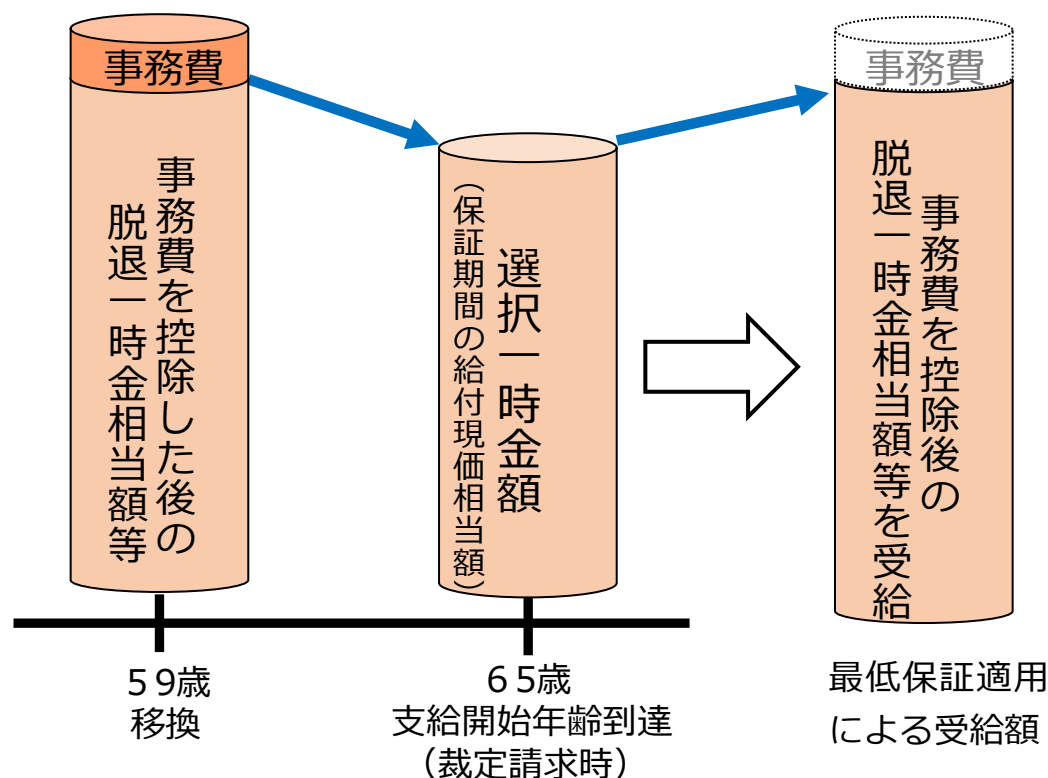
選択一時金： 裁定請求と同時に全額一時金として選択した場合

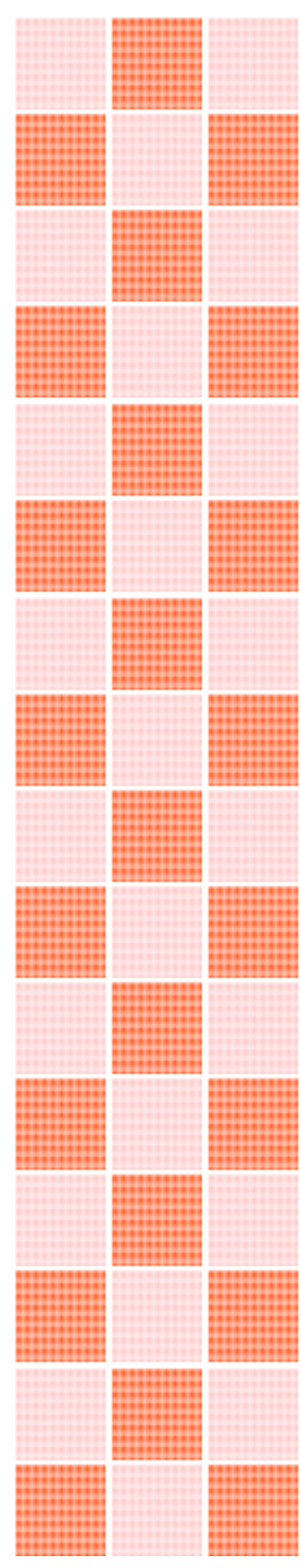
死亡一時金： 支給開始年齢到達前に死亡した場合

※年金受給開始後に選択一時金又は死亡一時金を受け取る場合、最低保証は適用されません

参考： 選択一時金額の計算式

（最低保証非適用時）





Ⅲ 企業年金と連合会の間での持ち運び

1. 連合会へ持ち込むとき

1. 連合会に持ち込むとき

DBから連合会に移換できる中途脱退者とは



○中途脱退者は次の双方を満たした方です

- ① 加入されていた確定給付企業年金の加入資格を喪失している方
- ② 確定給付企業年金の規約で定める脱退一時金を受けるための要件を満たしている方

参考

法律改正（平成30年5月1日施行）によりDBの脱退一時金相当額の移換対象者の範囲が変更されています

規約で定める確定給付企業年金の老齢給付金を受けるための要件のうち、加入者期間要件を満たしているが、支給開始年齢に到達していない方も脱退一時金相当額の移換対象者になっています
（規約において当該状態に至ったときに脱退一時金を支給する旨が定められている場合に限る）

ただし、次の場合は脱退一時金相当額を連合会に移換することはできません

- ・脱退一時金相当額の移換を終了しない間に、死亡した場合
- ・脱退一時金相当額の移換を終了しない間に、再び移換元制度の加入資格を取得した場合
- ・脱退一時金相当額の移換を終了しない間に、老齢給付金の受給権を取得した場合
- ・資格喪失日から起算して1年を経過する日までに申出なかった場合

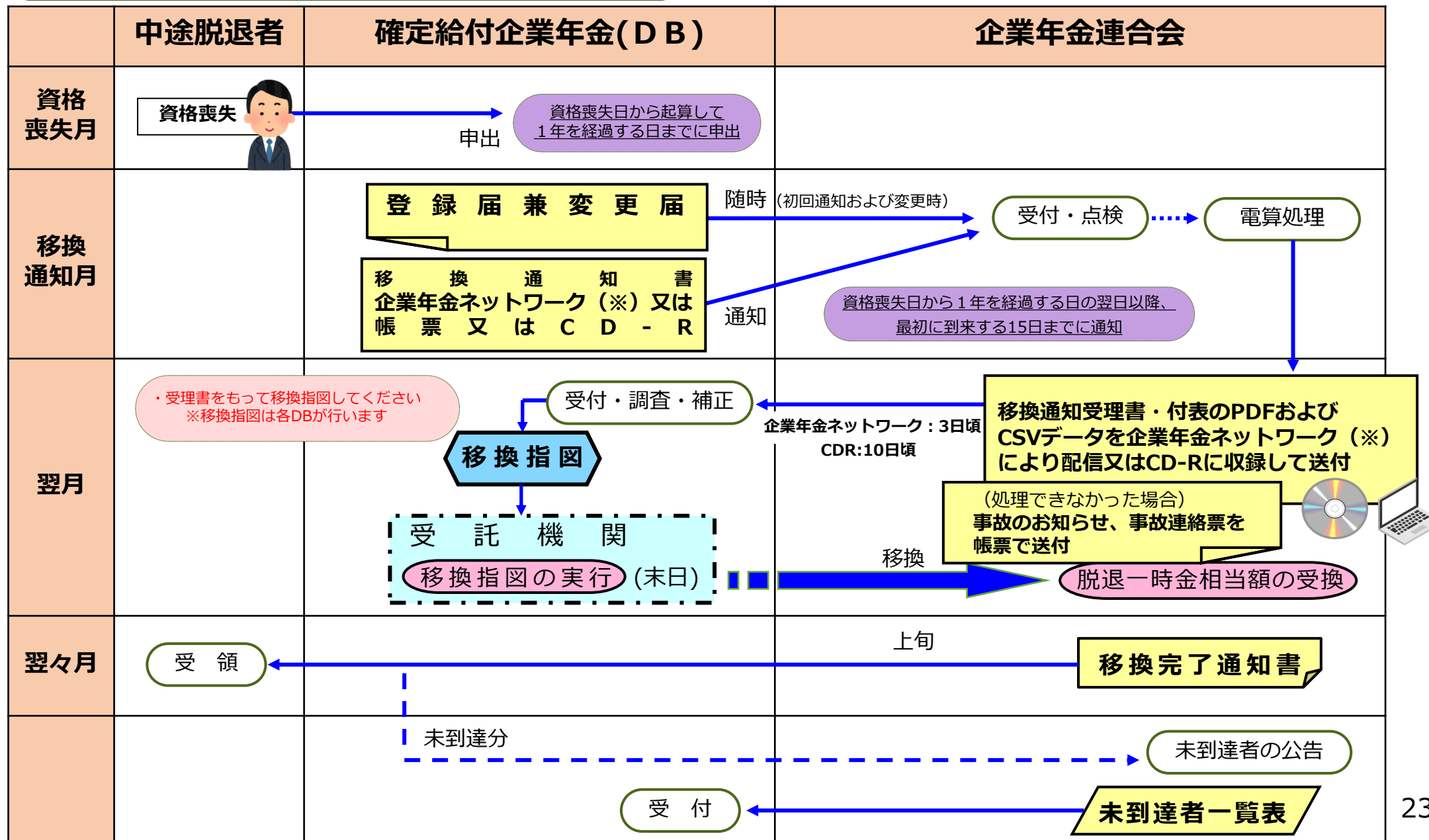
DBから連合会への移換

締切日は事前にご確認ください

移換通知の締切日は毎月15日です（15日が土日祝日の場合は翌営業日）
※15日を過ぎると翌月処理分として取り扱います
（できるだけ5日までに通知願います）

Point

脱退一時金相当額を連合会に移換する場合の流れ



※企業年金ネットワークについては、「企業年金ネットワークを介したデータ授受（中脱移換、情報提供）について」を参照してください

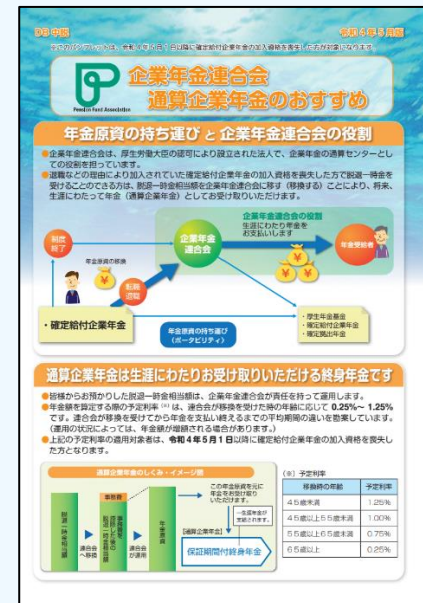
資格喪失時の説明義務

以下の事項について、資格喪失者に説明する義務があります

(「企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則について」平成17年7月5日付 年企発第0705001号より抜粋)

- ① 移換申出期限
- ② 脱退一時金相当額およびその算定基礎期間
- ③ 脱退一時金の選択肢について
- ④ 企業年金連合会、国民年金基金連合会の制度概要等
⇒ 企業年金連合会については「通算企業年金のおすすめ」のパンフレットをご活用下さい
- ⑤ 退職に伴い加入者資格を喪失した者が脱退一時金を受給する場合は、退職所得控除が適用される旨
- ⑥ 確定給付企業年金の本人拠出相当額は拠出時に課税（生命保険料控除）され、給付時に非課税となっているが、確定給付企業年金から厚生年金基金または確定拠出年金へ脱退一時金相当額を移換した場合には、給付時も課税される旨

「通算企業年金のおすすめ」パンフレット



なお、改正法施行通知（局長通知 平成26年3月24日年発0324第1号）において、DBの中途脱退者に対して脱退一時金相当額の移換について説明するにあたっては、連合会が作成しているパンフレットの活用等を通じ、わかりやすく説明することが求められております

まずは登録を

◆ 登録届兼変更届（様式第18号）の記入方法

- ◇ 連合会へ中途脱退者の移受換事務を行う際、D Bの連絡先・通知等の送付先等を登録するための届です
- ◇ **初回の登録時**は、以下の書類を添付してください（設立認可時の書類等でご確認ください）
 - ①規約番号または基金番号の確認ができる書類（写）
 - ②規約承認年月日または設立認可年月日の確認ができる書類（写）
- ◇ 複数の実施事業所の事業主が共同でD Bを実施している場合は、**代表となる事業主**が届出して下さい
- ◇ 登録内容に**変更があった場合はその都度**、変更箇所欄に「○」を付け、変更内容を届出して下さい

登録届兼変更届（様式第18号）

様式第18号 企業年金連合会 年金サービスセンター長 殿		
登録届兼変更届（確定給付企業年金）		
規約番号・基金番号 (会員番号)		
事業主又は基金の名称		
項 目	内 容	変更箇所
確定給付企業年金実施事業所の事業主又は企業年金基金の名称（規約型にあっては代表となる事業主の名称）	(7/18付)	
担当部署名		
所在地	〒	
電話番号		
総幹事受託機関（資金決済業務を委託している受託機関）の名称		
連合会から積立金等の移換ができるかどうか	() 移換できる () 移換できない	
連合会から積立金等の移換ができる場合	() 全ての積立金等を移換する () 年金給付等積立金等のみ移換する（厚生年金基金分） () 積立金のみ移換する（確定給付企業年金および確定拠出年金）	
連合会から積立金等の移換を受ける場合の手続き	() 事業主又は基金が中途脱退者の申出を取りまとめて連合会に申出をする () 中途脱退者が直接連合会に申出をする	
*上記の内容に変更があった場合は、変更した項目の「変更箇所」に○印を付し、「内容」欄に変更後の内容を記入してください。		
西暦 年 月 日		
確定給付企業年金実施事業所の事業主又は企業年金基金の名称		
代表者又は理事長名		
担当者名		

初回登録時に必要な添付書類の例

※認可の形態等により、レイアウトが異なります

- ・規約番号または基金番号の確認
ができる書類（写）

平成29年4月1日

企業年金基金 殿

厚生局健康福祉部企業年金課

基金型企業年金規約の認可について

標記について、別添のとおり認可されたので、認可通知書を送付します。

なお、確定給付企業年金基金番号（以後「基金番号」という。）を「関基第 号」と定めましたので、今後関係書類には、すべてこの番号を付してください。

- ・規約承認年月日または設立認可
年月日の確認ができる書類（写）

厚生労働省 号

殿

厚生年金基金から企業年金基金への移行認可書

平成29年 付 号にて申請のあった厚生年金基金が企業年金基金となることの申請については、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第2条の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第112条第1項の規定により認可する。

平成29年4月1日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

まずは登録を

◆ 登録届兼変更届（様式第18号）の記入方法

連合会HPからダウンロードが可能です

様式第18号
企業年金連合会
年金サービスセンター長 殿

登録届兼変更届（確定給付企業年金）

① 規約番号・基金番号

② (会員番号)

③ 事業主又は基金の名称

項 目	内 容	変更箇所
確定給付企業年金実施事業所の事業主又は企業年金基金の名称（規約型にあっては代表となる事業主の名称）	(フリガナ)	
担当部署名		
所在地	〒	
電話番号		
総幹事受託機関（資金決済業務を委託している受託機関）の名称		
連合会から積立金等の移換ができるか否か	() 移換できる () 移換できない	
連合会から積立金等の移換ができる場合	() 全ての積立金等を移換する () 年金給付等積立金等のみ移換する（厚生年金基金分） () 積立金のみ移換する（確定給付企業年金および確定拠出年金）	
連合会から積立金等の移換を受ける場合の手続き	() 事業主又は基金が中途脱退者の申出を取りまとめて連合会に申出をする () 中途脱退者が直接連合会に申出をする	

* 上記の内容に変更があった場合は、変更した項目の「変更箇所」に○印を付し、「内容」欄に変更後の内容を記入してください。

西暦 年 月 日

確定給付企業年金実施事業所の事業主又は企業年金基金の名称

代表者又は理事長名

担当者名

① 厚生労働大臣が承認・認可した規約番号または基金番号を記入

・規約型：○規約XXXXXX

・基金型：○基第XXXXXX

下線部の6桁の数字を記入

② 連合会会員の場合は会員番号を記入（会員でない場合は記入不要）

③④ 規約型⇒会社等名称
（代表者名等の事業主個人名は不要）

基金型⇒基金名称

⑤ 連合会から送付する各種帳票の受取先を記入

⑥ 信託銀行、生命保険会社等を記入

⑦ 連合会にある積立金等を受け入れることが可能かどうか、規約を確認の上、記入

⑧ 『(○)移換できない』とした場合は記入不要

⑨ 届出年月日を西暦で記入

会社の社判・代表者印等の押印は不要（届出はFAXでも可能です）

Point

Point

「事業主又は基金が中途脱退者の申出を取りまとめて連合会に申出をする」を選択した場合は、加入者はDB（事業主または企業年金基金）へ移換申出を申請します

DBから連合会へ実際に持ち込むとき

◆ 連合会への通知時期

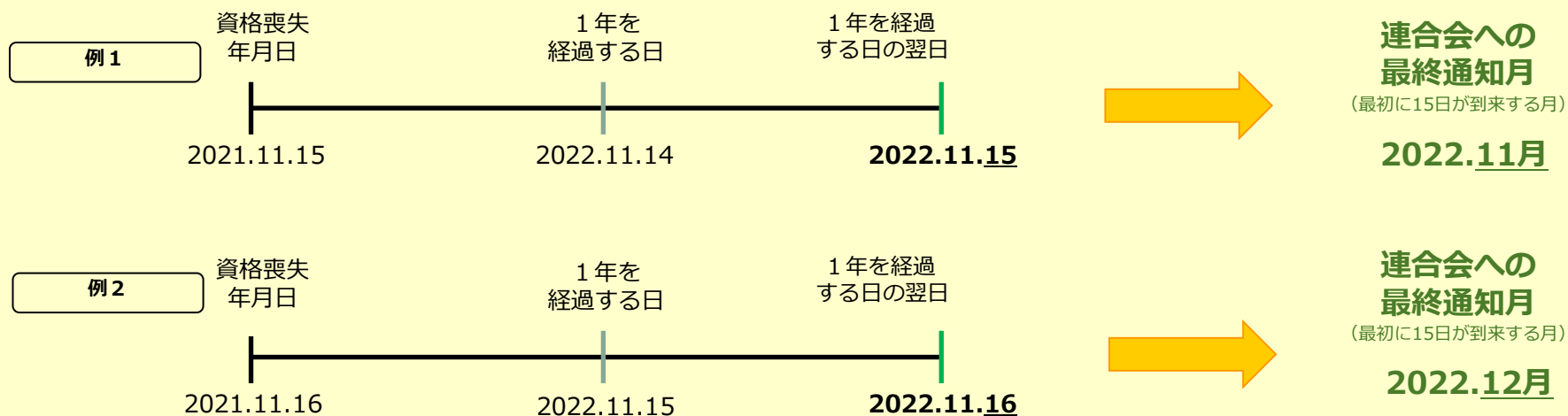


○原則として、移換通知は中途脱退者がDBの加入者の資格を喪失した日から起算して、1年を経過する日の翌日以降、最初に到来する15日（15日が土日祝日の場合は翌営業日）までに行います

○資格喪失日以降に通知を行います

○書類不備等の対応のため、できるだけ毎月5日までに通知をお願いいたします

※上記の通り、移換の期限は1年間となっていますが、移換時期が早ければその分運用期間は長くなり、年金額に反映されることになりますので、移換される場合は早めにお申し出されることをおすすめします



中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書の記入方法

確定給付

◆ 中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書（様式第10号）

連合会HPからダウンロードが可能です

①厚生労働大臣が承認・認可した規約番号(規約型)または基金番号(基金型)を記入

<記入例>

- ・東基第××××××
- ・関規第××××××

下線部の6桁の数字を記入

②基礎年金番号

③漢字氏名(カナ氏名)

④性別

⑤生年月日(西暦)

⑥住所

⑦算定基礎期間の開始日・終了日(西暦)

⑧資格喪失年月日(西暦)

⑨総脱退一時金相当額(⑪本人拠出額を含めた総額)

⑩算定基礎期間(月数で記入)

⑪本人拠出相当額(本人拠出相当額がある場合のみ)

⑫D Bの実施事業所の事業主又は企業年金基金の名称および所在地

また、代表者又は理事長名を記入

※複数の実施事業所の事業主が共同でD Bを実施している場合等は、様式第18号で登録済みの「代表事業主又は企業年金基金の名称および所在地」で通知する

※登録内容に変更があった場合は、様式第18号を併せて提出する

⑬外国人の場合の氏名、住所記入方法

外国人氏名はワカナ欄に、アルファベット半角大文字(20文字以内)で記入

外国人住所は〒を999-9999として、アルファベット半角大文字(100文字以内)で記入

※連合会からの通知が届くような氏名・住所を記入

様式第10号

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書(確定給付企業年金)

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)附則第46条第1項の規定により、下記の中途脱退者から脱退一時金相当額の企業年金連合会への移換の申出を受けましたので通知します。

西暦 2019年 7月 5日

⑫

事業主又は企業年金基金の名称及び所在地

〒105-00XX 東京都港区芝公園X-X-X
O△□企業年金基金

代表者又は理事長名

理事長 確給 一郎

押印不要
です

複数枚提出する場合は、
1枚目に総件数を記入
(2枚目以降は空欄)

2枚目以降の
ページにも記入

①	規約番号又は基金番号	0 0 0 1 2 X	件数	0 0 0 2
②	基礎年金番号	2 2 2 2 1 2 3 4 5 X	③	ネンキン イチロウ 年金 一郎
④	性別	男 01 女 02	⑤	生年月日(西暦)
⑥	住所	〒 160 - 0023 新宿区 西新宿 X-X-X	⑧	資格喪失年月日(西暦)
⑦	算定基礎期間(※)の開始日(西暦)	2 0 0 8 0 6 0 1	算定基礎期間(※)の終了日(西暦)	2 0 1 8 0 8 0 1
⑨	脱退一時金相当額	3,439,520 円	⑩	算定基礎期間(※) 122 ケ月
⑪	本人拠出相当額	508,800 円		
⑬	基礎年金番号	3 3 3 3 2 3 4 5 6 Δ	⑬	列カナ JUSTIN WONDER
⑬	住所	〒 999 - 9999 2220 EAST ROAD HOUSTON TX 75555 U.S.A		
	算定基礎期間(※)の開始日(西暦)	2 0 1 6 0 4 0 1	算定基礎期間(※)の終了日(西暦)	2 0 1 9 0 4 3 0
	脱退一時金相当額	265,000 円	⑩	算定基礎期間(※) 37 ケ月
	本人拠出相当額	0 円		

(※)脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書【記録媒体用】の作成方法

◆ 記録媒体の作成方法

(1) 通知（提出）方法

「移換通知書（記録媒体用）」および中途脱退者記録を収録した記録媒体を連合会へ提出してください。（提出いただいた記録媒体は、連合会が責任をもって処分し返却はいたしませんのでご了承ください。）

(2) 記録媒体（CD-R）の仕様

① CD-R のサイズ等

サ イ ズ	120×120×1.2 mm (12cmCD)	
容 量	650MB	700MB

CD-R の記録面でない面に、次の項目を明記してください。

- ・規約番号又は基金番号
- ・「移換通知」の表記
- ・移換通知年月

※ラベルシールの貼付は禁止とさせていただきます。

② ファイル名

「DBCHUDATU.csv」としてください。

① ファイル形式

CSV 形式（データを項目ごとに、カンマ（,）で区切ったファイル形式）で作成してください。

例えば、EXCEL にてデータを作成し、保存の際ファイル形式を CSV とし保存することで CSV 形式のファイルが作成できます。

④ 文字コード

文字は、すべて SHIFT-JIS コードで入力してください。（漢字の水準については、第2水準までとってください。）

記録媒体を提出する前に、
CSVファイルのレイアウトや
ファイル名を再確認願います



注意点 1

- ・連合会指定のファイル名ですか
⇒ ファイル名…「**DBCHUDATU.csv**」
- ・指定されたファイル形式ですか
⇒ ファイル形式…**CSV形式**（カンマ区切りの形式）
- ・文字コードが正しく設定されていますか
⇒ **SHIFT-JISコード**

注意点 2

- ・数字の先頭「0」がスペースになっていませんか
- ・「、,」等、余計な記号が入っていませんか

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書【記録媒体用】の作成方法

◆ 記録媒体のファイルレイアウト

- 基金番号又は規約番号に半角SPACEが入力された場合は、
数字の前のSPACE=0で出力し6桁にする
数字の後のSPACE=オミットする

例 △△1234 → 001234 1234△△ → 001234
 △1234△ → 001234

全角・半角に注意

【DB移換通知データ】

項番	項目	区分	桁数	内容	備考
1	データ識別区分	半角	2	「51」を固定	
2	漢字判定区分	半角	1	「3」を固定	
3	移換通知年月日	半角	8	「数字のみ（西暦）」または「空欄」	
4	規約番号又は基金番号	半角	～6	「数字」または「数字+スペース」	上位0省略可、数字前後のスペース入力可
5	基礎年金番号	半角	10	数字のみ10桁（記号4桁、番号6桁）	番号が「0」から始まる場合、「0」の省略不可
6	加入者氏名（カナ）	半角	～20	「カナ」または「アルファベット（半角大文字）」	姓と名の間に半角スペース1桁が必要
7	氏名漢字有無区分	半角	1	項番8「加入者氏名（漢字）」が有る場合は「1」、無い場合は「2」	
8	加入者氏名（漢字）	全角	～10	項番7「氏名漢字有無区分」が「1」の場合は「漢字」、 「2」の場合は「空欄」	姓と名の間に全角スペース1桁が必要
9	性別	半角	1	男性は「1」、女性は「2」	
10	生年月日	半角	8	数字のみ（西暦）	
11	算定基礎期間の開始日	半角	8	数字のみ（西暦）	
12	算定基礎期間の終了日	半角	8	数字のみ（西暦）	
13	（最終の）資格喪失年月日	半角	8	数字のみ（西暦）	
14	脱退一時金相当額	半角	～9	数字のみ	
15	脱退一時金相当額の算定基礎期間	半角	～3	数字のみ（月数）	
16	本人拋出相当額	半角	～9	ある場合は「数字のみ」、無い場合は「0」	
17	住所状態区分	半角	1	項番19「住所」が「半角」の場合「1」、「全角」の場合は「2」	
18	郵便番号	半角	7	数字のみ。海外居住者は「9999999」	
19	住所	半角	～100	項番17「住所状態区分」が「1」の場合は「半角100文字以内」、 「2」の場合は「全角50文字以内」	・海外居住者は国名が必要
		全角	～50		

連合会で受付したとき

◆ 連合会で受付した後の流れ



連合会



移換通知受理書および付表
企業年金ネットワーク（※）
又はCD-R

※企業年金ネットワークについては、「企業年金ネットワークを介したデータ授受（中脱移換、情報提供）について」を参照してください

- ① DBから通知された「移換通知書」に基づき、連合会で電算処理等のプロセスを経て、翌月に「移換通知受理書」および「付表」のPDFおよびCSVデータを企業年金ネットワーク（※）により配信又は収録したCD-Rを送付します
- ② DBは、記載内容を確認のうえ、その「移換通知受理書」および「付表」が送られた日の属する月の金融機関の最終営業日に脱退一時金相当額を連合会へ移換するよう、受託機関へ指図します

① 受理書・受理書付表



DB



②

指図書



受託機関

移換通知受理書の送付

◆ 中途脱退者脱退一時金相当額移換通知受理書および付表（様式第11号・第11号付表）

【様式第11号】

記載内容を確認のうえ、受託機関に移換指図します

様式第 11 号	
中途退退者脱退一時金相当額移換通知受理書	
105-00XX 港区芝公園 X-X-X	
○△□企業年金基金	
〈00012X〉	確定給付企業年金事業主 殿 企業年金基金理事長 殿

Point

移換通知年月

【様式第11号付表】

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)附則第46条第1項の規定により、脱退一時金相当額の移換の申出のあった中途脱退者に係る移換通知書を受理しましたので、下記の脱退一時金相当額を本月末日までに企業年金連合会に移換してください。

記

規約番号又は基金番号		00012X 号	2019 年 7 月通知分
性別	項目 件 数	移換時年金額 (円)	脱退一時金相当額 (円) (うち、事務費) (円)
男 子	1	229,336	3,439,520 (34,100)
女 子	0	0	0 (0)
合 計	1	229,336	3,439,520 (34,100)

2019 年 8 月 1 日

企業年金連合会
理事長

連合会に移換する金額

[illegible]

中途脱退者への通知

◆ 移換完了通知書（通算企業年金の支給について）

（表面）

移換完了通知書（通算企業年金の支給について）

あなたが加入していた企業年金から、脱退一時金相当額を 令和元年 8月30日 付で
企業年金連合会がお受けしましたので、通算企業年金を支給開始年齢から終身にわたり支給する
ことをお知らせします。

令和元年 9月2日 企業年金連合会

1. 氏名	ねん げん	イロハ 一郎
2. 基礎年金番号	2222	-12345X
3. 脱退一時金相当額を連合会に移換した企業年金の名称	〇△□企業年金基金 < 00012X >	
4. 移換された脱退一時金相当額	3,439,520	円
5. 将来支払われる通算企業年金額（年間の支払見込額）	229,336	円
6. 支給開始年齢	65	歳
7. 保証期間	80	歳到達まで

※「移換完了通知書」は、あなたが将来支払われる年金の情報が記載されている重要な書類ですので、国の年金手帳等とともに大切に保管してください。（同封のパンフレット「年金の請求と各種届出等について（重要）」も一緒に保管してください。）

※上記の「移換完了通知書」に記載されている内容に誤りや不明な点がありましたら、企業年金連合会にご連絡ください。

※住所・氏名を変更した場合は、その都度、同封の「年金の請求と各種届出等について（重要）」を参照のうえ、住所・氏名変更届を企業年金連合会へご送付ください。

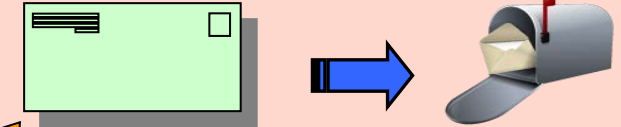
160 - 0023 新宿区西新宿 × - × - ×

年金 一郎 様

《お問合せ、各種届書の送付先》

〒105-8772
港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10階
企業年金連合会
年金サービスセンター 年金相談室 宛
電 話 0570-02-2666
※IP電話・PHSからは「03-5777-2666」
にお電話ください。

連合会では中途脱退者へ脱退一時金相当額の移換を受けた旨を記載した「**移換完了通知書**」を、移換を受けた日の属する月の翌月上旬（＝移換通知月の翌々月上旬）に送付します



封筒で送付

＋
（プラス）



- ・外国人で海外に居住されている方につきましては、移換完了通知書の見方についての外国人向けリーフレットを同封し送付しています
 - ・また国内居住の外国人の場合は移換通知時に依頼をしていただければ、外国人向けリーフレットを同封いたします
- ※現在、5ヶ国語（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語）の用意があります

移換完了通知書の未到達

◆ 通算企業年金・移換完了通知書未到達者一覽表

本人あてに送付した「移換完了通知書」が住所不明等で連合会に返送されたときには、連合会では、該当者を公告（連合会ＨＰへの掲載および事務所内への掲示）するとともに、

「通算企業年金・移換完了通知書未到達者一覧表」のPDFおよびCSVデータを企業年金ネットワーク（※）にて配信又は収録したCD-Rを送付します

※企業年金ネットワークについては、「企業年金ネットワークを介したデータ授受（中脱移換、情報提供）について」を参照してください。

2019. 09. 24

1 ページ

通算企業年金・移換完了通知書未到達者一覧表

(2019年 7月通知)

105-00XX 港区芝公園X-X-X ○△□企業年金基金 (00012X)	確定給付企業年金事業主 殿 企業年金基金管理理事長 殿
---	--------------------------------

移換完了通知書未到達者一覧表を送付します。
住所が判明したときは、太枠の新住所欄に記入の上、一部を連合会へ返送してください。
なお、氏名変更が判明したときは、訂正届を併せて提出してください。

規約番号又は基金番号		00012X 号					
項番	基礎年金番号	加入者氏名	性別	生年月日	未到達住所		
					新住所		
1	2222-12345X	ネキン イロハ 年金 一郎	男	1974.06.01	160-0023	新宿区西新宿×-×-×	
					222-XXXX	神奈川県〇〇市×××	2-2

新しい住居のPDFを印刷し、連合会へ送付する。訂正処理済みの場合は「訂正届」を添えて送付する。

訂正処理済みの場合は「訂正届」を添えて送付する。

企業年金連合会

新しい住所が判明した場合には、PDFを印刷して、新住所欄に記入し、連合会に返送して下さい

訂正処理完了後、連合会から改めて「移換完了通知書」を本人あてに送付します

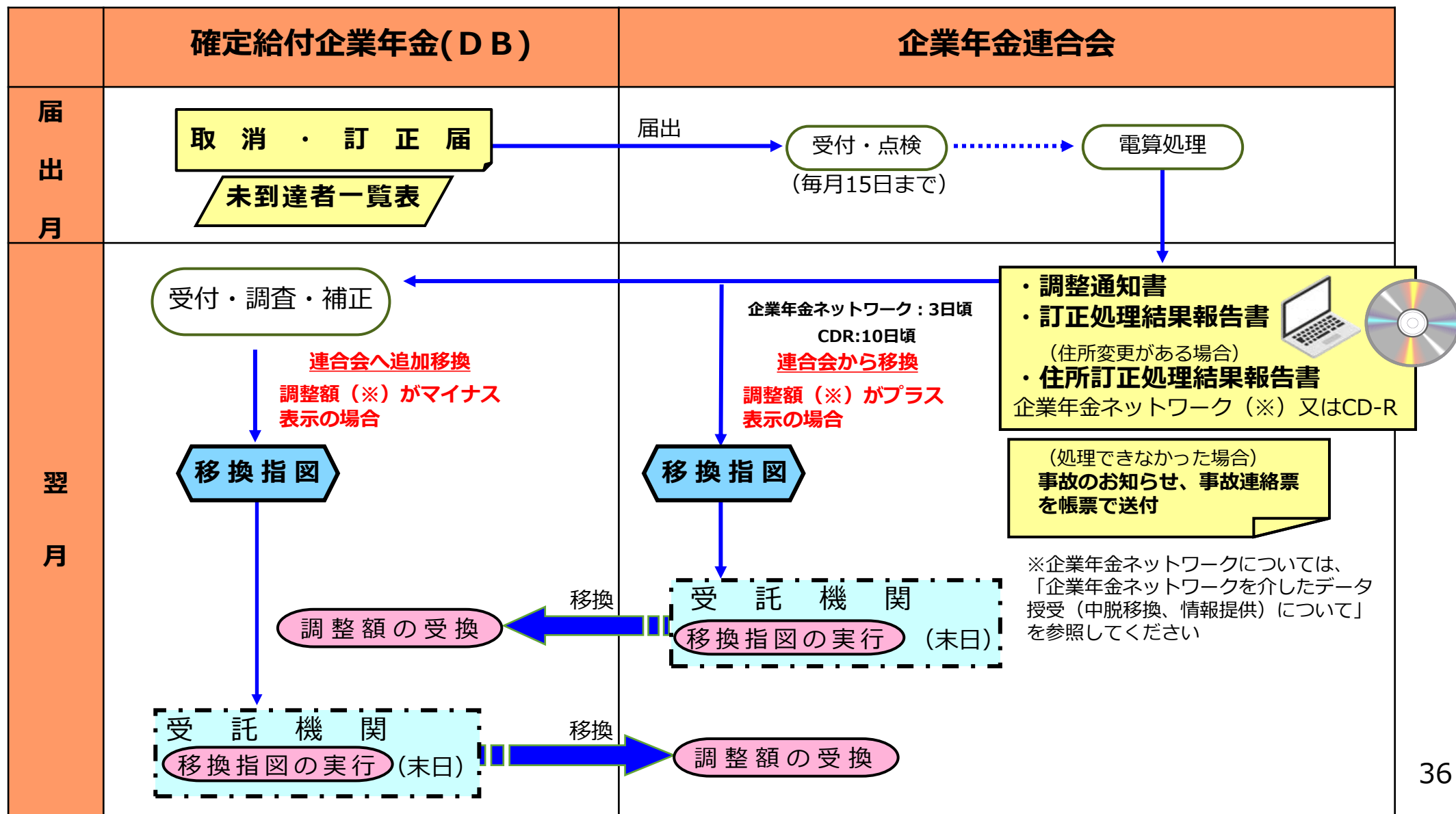
取消や訂正をしたいとき

締切日は事前にご確認ください
取消・訂正届の締切日は毎月15日です（15日が土日祝日の場合は翌営業日）
※15日を過ぎると翌月処理分として取り扱います

確定給付

※ 調整額とは、取消や訂正により、既に連合会に移換した脱退一時金相当額に対して、増減が生じた金額
（①連合会から返還する金額はプラス表示、②連合会へ追加移換する金額はマイナス表示）のことで

連合会に移換した記録について、取消・訂正を行う場合の流れ



取消・訂正に係る手続き、調整通知書等の送付



取消処理

- ・脱退一時金相当額の移換通知を行った者について、当該通知を取消する処理です
- ・脱退一時金相当額の調整が発生します
連合会は、処理を行った月の翌月に「**中途脱退者脱退一時金相当額調整通知書**」(以下「調整通知書」)のPDFおよびCSVデータを企業年金ネットワーク(※)にて配信又は収録したCD-Rを送付します

- ◆定額事務費(1,100円)を控除して返還いたします
- ◆「移換通知書」の処理月に取消処理を行った場合は、「移換通知書」「取消・訂正届」とも事故となり、移換通知が受理されず、「事故連絡票」にてその結果をお知らせします(定額事務費も含め、脱退一時金相当額の移換はありません)

訂正処理

- ・脱退一時金相当額の移換通知を行った者について、当該通知内容を訂正する処理です
- ・連合会は、訂正処理を行った月の翌月に「**中途脱退者訂正処理結果報告書**」のPDFおよびCSVデータを企業年金ネットワーク(※)にて配信又は収録したCD-Rを送付します
- ・訂正の内容により、脱退一時金相当額の調整が発生する場合は「調整通知書」のPDFおよびCSVデータを併せて送付します
(訂正の内容によって、年金額および事務費の変更が伴う場合があります)

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届の記入方法

◆ 中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届（様式第14号・第14号付表）

連合会HPからダウンロードが可能です

様式第14号

様式第14号付表

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届（付表）

様式第14号と第14号付表
をセットで提出します

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知に係る取消・訂正を届け出ます。

取消件数 1 件

訂正件数 1 件

+

(プラス)

西暦 2018 年 11 月 5 日

規約番号又は基金番号
第 00023X 号

事業主又は企業年金基金の名称及び所在地
〒0000-0000
◇◇市▼町 1-1-1

代表者名又は理事長名
○×企業年金基金
年 金 ▲ ▲

押印不要
です

企業年金連合会理事長 殿

規約番号又は 基金番号	0	0	0	2	3	X
----------------	---	---	---	---	---	---

移換通知年月 (西暦)	2	0	1	7	年	0	7	月														
基礎年金番号					氏名 (カナ)				性別	生年月日(西暦)												
5	5	5	5	1	2	3	4	5	X	キギョウ タロウ				男 01	1	9	5	5	1	0	2	5
										女 02												

☒ 取消 : 52		
取消する脱退一時金相当額	138,300	円

☐ 訂正 : 53															☒ 注 訂正する箇所のみ記入																													
基礎年金番号										氏名 (カナ)										氏名 (漢字)										性別														
																														男 01														
																														女 02														
生年月日(西暦)										訂 正 後 住 所																																		
										〒 -																																		
算定基礎期間(※)の 開始日(西暦)										算定基礎期間(※)の 終了日(西暦)										資格喪失年月日 (西暦)																								
脱退一時金相当額										算定基礎期間(※)										本人拠出相当額																								
円										ヶ月										円																								

※脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届の記入方法

◆ 中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届（様式第14号・第14号付表）

様式第14号付表

取消届の記入例

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届（付表）

規約番号又は 基金番号	0	0	0	2	3	X				
移換通知年月 (西暦)	2	0	1	7	年	0	7	月		
基礎年金番号	5	5	5	5	1	2	3	4	5	X
氏名 (カナ)	キキョウ タロウ									
性別	男 01									
生年月日 (西暦)	1	9	5	5	1	0	2	5		
☒ 取消 : 52										
取消する脱退一時金相当額					138,300				円	
☐ 訂正 : 53 (注) 訂正する箇所のみ記入										
基礎年金番号					氏名 (カナ)	氏名 (漢字)		性別		
								男 01 女 02		
生年月日 (西暦)					訂正後住所					
				〒 -						
算定基礎期間(※)の 開始日 (西暦)			算定基礎期間(※)の 終了日 (西暦)			資格喪失年月日 (西暦)				
脱退一時金相当額				算定基礎期間(※)		本人拠出相当額				
円				ヶ月		円				

※脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間

連合会へ移換通知した記録について取消を行う場合に
様式第14号とセットで提出します

「移換通知受理書」「受理書付表」(P.33)に記載の
「移換通知年月」を西暦で記入
※取消・訂正届の提出月ではありません

対象者の基本項目を記入

取消にチェックしたうえで、
取消する脱退一時金相当額を記入



中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届の記入方法

◆ 中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届（様式第14号・第14号付表）

様式第14号付表

訂正届の記入例

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届（付表）

規約番号又は 基金番号	0	0	0	2	3	X																
移換通知年月 (西暦)	2	0	1	7	年	0	1	月														
基礎年金番号	9	9	9	9	1	2	3	4	5	X												
氏名 (カナ)	レンゴウカイ ハナコ					性別	男 01 女 02		生年月日 (西暦)	1	9	5	1	0	9	2	1					
☐ 取消 : 52																						
取消する脱退一時金相当額																						
☒ 訂正 : 53 (注) 訂正する箇所のみ記入																						
基礎年金番号						氏名 (カナ)						氏名 (漢字)				性別	男 01 女 02					
生年月日 (西暦)						訂正後住所																
					〒 105 - 0011																	
					港区 芝公園 ×-×-×																	
算定基礎期間(※)の 開始日 (西暦)					算定基礎期間(※)の 終了日 (西暦)					資格喪失年月日 (西暦)												
脱退一時金相当額					算定基礎期間(※)					本人拠出相当額												
3,244,500					円					ヶ月					円							

※脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間

連合会へ移換通知した記録について訂正を行う場合に
様式第14号とセットで提出します

「移換通知受理書」「受理書付表」(P.33)に記載の
「移換通知年月」を西暦で記入

※取消・訂正届の提出月ではありません

訂正前の内容を記入

訂正にチェックしたうえで、訂正項目についてのみ、
訂正後の内容を記入

※氏名訂正の注意点

カナ氏名訂正のみの（漢字氏名に訂正がない）場合でも、
漢字氏名を記入します

なお、漢字氏名を記入しないと、カナ氏名のみの管理と
なります

訂正を行う場合は、
「中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書」
（様式第10号）での改めでの移換通知は不要です

中途脱退者脱退一時金相当額調整通知書の見方

◆ 中途脱退者脱退一時金相当額調整通知書（様式第15号）

様式第15号

中途脱退者脱退一時金相当額調整通知書

1 ページ

中途脱退者の取消又は記録等の訂正により脱退一時金相当額を調整した結果
下記となりましたので通知します

〇〇〇-〇〇〇〇
◇◇市▼町 1-1-1

○×企業年金基金

<00023X>

確定給付企業年金事業主 殿

<2018年11月処理の場合>

経過月数16カ月

(2017年8月～2018年12月)

利息を計算する場合の差額・・・135,000円（1,000円未満切捨て）
 $135,000円 \times 0.01（1.00\%） \times 16 / 12$
 = 1,800円（1円未満四捨五入）

規約番号又は基金番号

基礎年金番号	氏 名	性別	生年月日	通知年月	① 申 出 額 ②（うち事務費）	③ 取消又は訂正後の額 ④（うち事務費）	⑤ 差 額 （（①-②）-（③-④））	⑥ 差額に対する 利 息 額	⑦ 調整事務費 （②-④）	調 整 額 （⑤+⑥+⑦）
5555-12345X	キキヨウ タロウ 企業 太郎	男	1955.10.25	2017.07	138,300円 (3,224)	0円 (1,100)	135,076円	1,800円	2,124円	139,000円
9999-12345X	レンゴウカイ ハナコ 連合会 花子	女	1951.09.21	2017.01	1,299,100円 (23,424)	3,244,500円 (34,100)	-1,934,724円	-53,185円	-10,676円	-1,998,585円

<2018年11月処理の場合>

経過月数22カ月

(2017年2月～2018年12月)

利息を計算する場合の差額・・・-1,934,000円（1,000円未満切捨て）
 $-1,934,000円 \times 0.015（1.50\%） \times 22 / 12$
 = -53,185円（1円未満四捨五入）

項目	件 数	調整額（円）
性別		
男 子	1	139,000
女 子	1	-1,998,585
合 計	2	-1,859,585

マイナス：DB ⇒ 連合会へ追加移換
 プラス：連合会 ⇒ DBへ返還

した金額を表示しています。

定給付企業年金等へ還付します。

から企業年金連合会へ追加移換する
ってください。

利息を計算する際の利率は、通知年月の
予定利率を使用します

確定給付

中途脱退者訂正処理結果報告書の見方

◆ 中途脱退者訂正処理結果報告書

[illegible]

1. 「金額調整発生有無」欄に＊と表示されている者は、訂正した結果、脱退一時金の調整が生じた者です。詳しくは中途脱退者脱退一時金相当額調整通知書を参照してください。
 2. 「備考」欄に＊と表示されている者は、他の基金又は他の確定給付企業年金から訂正届が提出され、連合会で処理する際に、貴企業年金の中途脱退者でもあることが判明した者です。
 3. 「備考」欄にSと表示されている者は、日本年金機構の裁定記録との突合により確認又は裁定請求書の審査若しくは本人からの申出の際、住民票、戸籍抄本、年金証書（写）、加入員証（写）等により確認した者です。
- 上記のとおり処理を行いましたのでご連絡いたします。

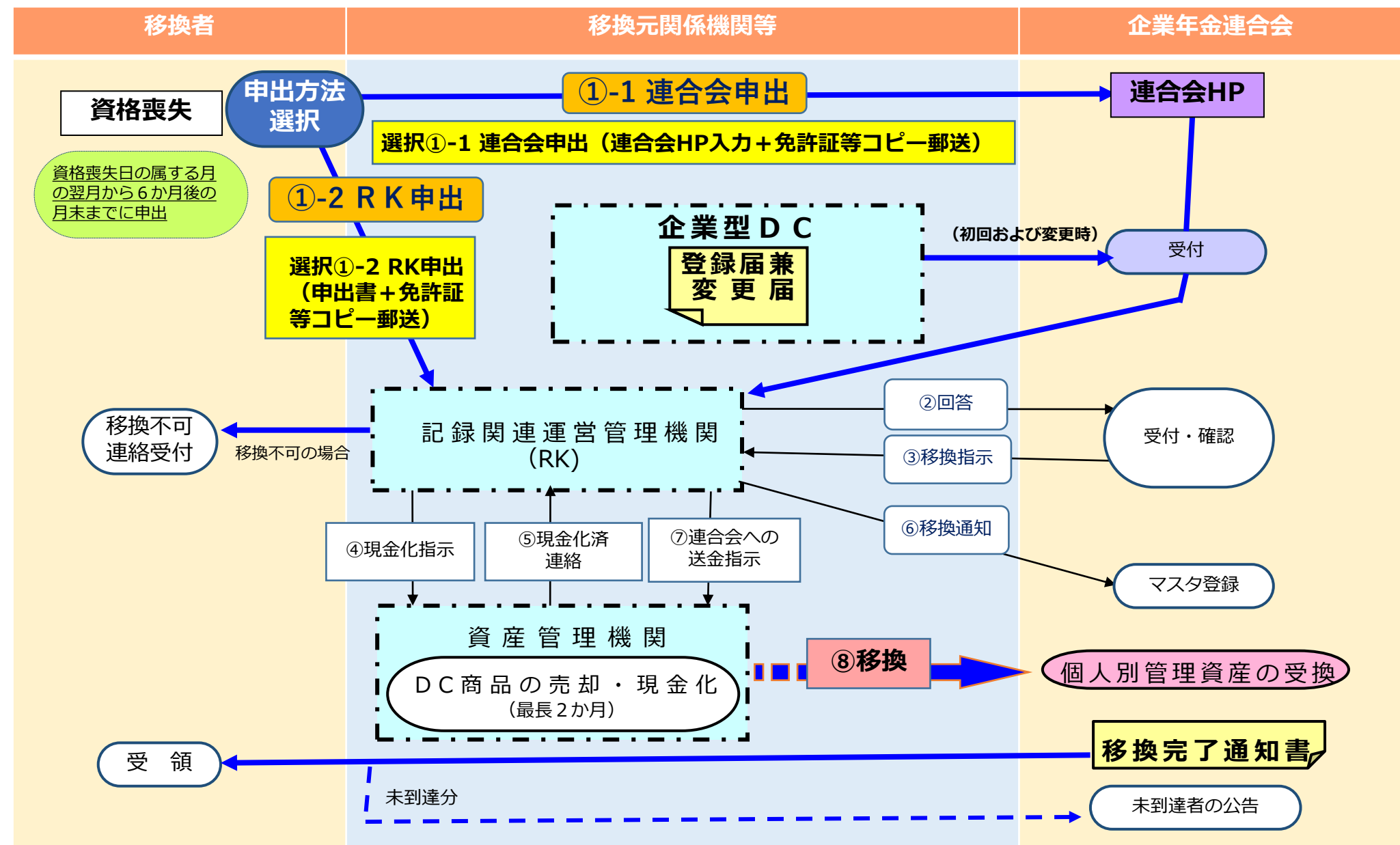
- ・「区分」欄の「*」の符号は、
本人等から申出がされたことを表しています

企業型DCから連合会への移換（令和4年5月1日～）

ポータビリティ
の拡充

確定拠出

個人別管理資産を連合会に移換する場合の流れ



Q.1 企業型DCの事業主が行うことにどんなことがありますか

A.1 資格喪失者に説明していただきたい事項があります

また、連合会に登録がなかった場合は「登録届兼変更届」の提出が必要です

【説明していただきたい主な事項】

- ・ 令和4年5月1日以降に企業型年金を資格喪失した場合、個人別管理資産を企業年金連合会に移換することができること
- ・ 企業年金連合会へ移換する場合はパンフレット等により移換先制度（通算企業年金）の内容について
- ・ 個人別管理資産の移換を行う申出は、企業型年金の資格喪失日の属する月の翌月から起算して6月以内に行うこと
- ・ 申出に係る手続きの方法
- ・ 個人別管理資産の移換時に事務費（最低1,100円）が控除されること
- ・ 企業年金連合会へ移換する個人別管理資産については、拠出時掛金は非課税、給付時の掛金相当額は課税対象となること

「通算企業年金のおすすめ」パンフレット



【登録届兼変更届（確定拠出年金）の記載方法】

- ・複数の厚生年金適用事業所の事業主が共同で確定拠出年金を実施する場合は、代表となる事業主が登録等を行ってください
- ・「承認番号」の確認ができる書類の写しを添付してください（規約承認時の書類等でご確認ください）

企業年金連合会
年金サービスセンター長 殿

登録届兼変更届（確定拠出年金）

①	承認番号								
②	(会員番号)								
	事業主の名称								

項 目	内 容	変更箇所
企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主の名称	(フリガナ)	
所在地	〒	
電話番号		
担当部署名		
③	記録関連運営管理機関名称	
④	資産管理機関の名称	
連合会から積立金等の移換を受ける場合の手続き	☐ 事業主が中途脱退者等の申出を取りまとめて連合会に申出をする ☐ 中途脱退者等が直接連合会に申出をする	

* 複数の厚生年金適用事業所の事業主で確定拠出年金を実施する場合は、その代表となる事業主が提出してください。
 * 上記の内容に変更があった場合は、変更した項目の「変更箇所」に○印を付し、「内容」欄に変更後の内容を記入してください。

西暦 年 月 日

企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主の名称

代表者

担当者名

様式は、連合会HP
からダウンロード
できます

① 厚生労働省地方年金局から確定拠出年金規約が承認された際、払い出された**8桁の承認番号**を記入
 注) DC独自のプラン番号等ではありません

② 連合会会員の場合は会員番号を記入
 (会員でない場合は記入不要)

③ 記録関連運営管理機関
 (以下4社のうち、いずれか)
 ・ 日本レコト・キープ・ネットワーク
 ・ 日本インバスター・ソリューション・アンド・テクノロジー
 ・ 損保ジャパンDC証券
 ・ SBIベネフィット・システムズ

④ 資産管理機関
 資金決済業務を委託している受託機関名を記入 (信託銀行、生命保険会社等)

⑤ 届出年月日を西暦で記入
 会社の社判・代表者印等の押印は不要
 (届出はFAXでも可能です)

Q.2 企業型確定拠出年金から連合会への個人別管理資産を移換できる対象者を教えてください

A.2 対象者は以下の通りです

【対象者】

企業型確定拠出年金から企業年金連合会への個人別管理資産の移換は、以下の場合に行うことができます

- ・ 令和4年5月1日以降に企業型確定拠出年金の加入資格を喪失した場合

ただし、以下に該当する方は除きます

DC法第15条第1項第1号に規定された理由で企業型年金運用指図者となった方（注）

（注） 60歳以上の企業型確定拠出年金加入者で、以下のいずれかに該当して加入資格を喪失した方です（当該企業型年金に個人別管理資産がある方に限ります）

- (1)実施事業所に使用されなくなった
- (2)第一号等厚生年金被保険者でなくなった
- (3)企業型年金規約により定められている資格を喪失した
- (4)企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者となった

Q.3 申出方法について教えてください

A.3 連合会または記録関連運営管理機関（R K）に申出できます

①-1 連合会に申出する場合

①連合会のホームページから申出できます

【入力項目】基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、
記録関連運営管理機関（R K）名称等

②所定の用紙に免許証のコピー等を貼付し、連合会まで郵送してください

 企業年金連合会ホームページ
「企業型確定拠出年金から企業年金連合会への個人別管理資産の移換」

https://www.pfa.or.jp/tsusan/dc_ikan/index.html



①-1 連合会に申出する場合

お申出方法〈連合会ホームページ〉

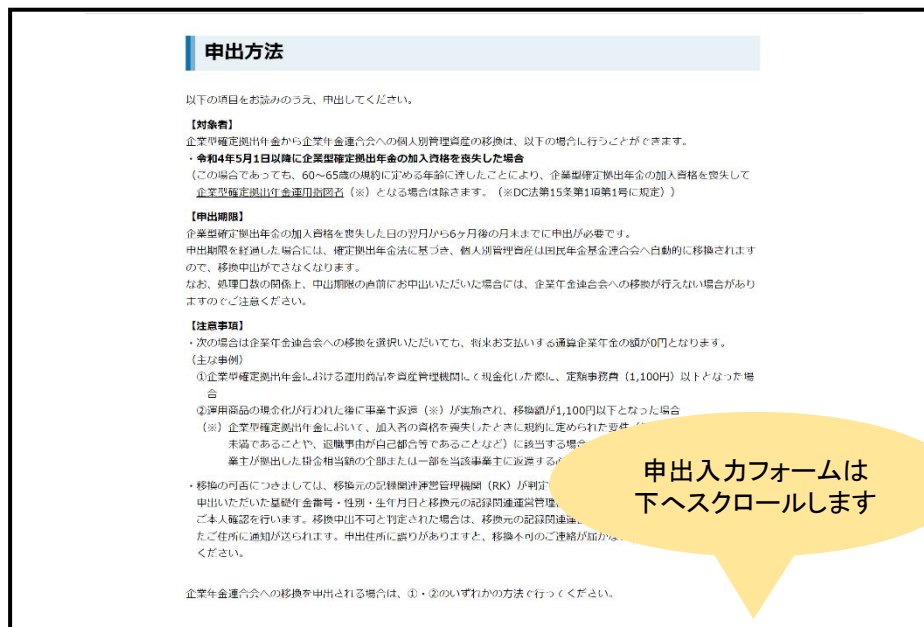
① 「企業型確定拠出年金から企業年金連合会への個人別管理資産の移換」をクリックします



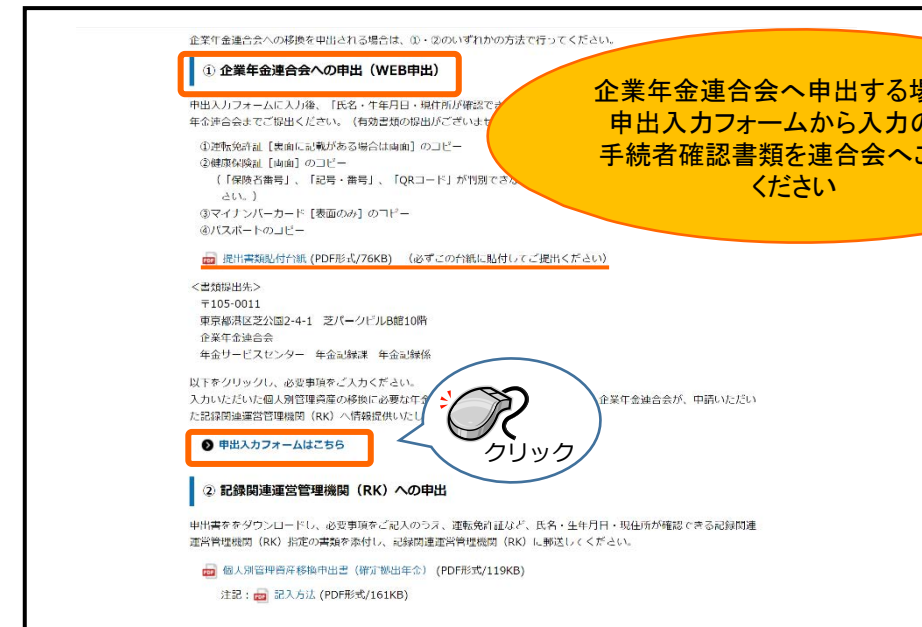
② 画面を下にスクロールします



③ 申出方法の下、【対象者】や【申出期限】【注意事項】をご確認ください



④ 申込フォームから申し込みを行い、手続き確認書類をご提出ください



〈申出入力フォーム〉

企業型確定拠出年金からの移換申出

企業型確定拠出年金に加入していた事業所を退職した方の年金原資について、企業年金連合会に移換を申出するための画面になります。
必須マーク **必須** 付表示されている項目は、必ず入力してください。

■企業型確定拠出年金からの移換の申出を行う方の情報を入力してください。

基礎年金番号 必須	※半角数字10桁/ハイフンなしで入力してください。
氏名(漢字) 必須	※全角で入力してください。 氏名合わせて10文字以内で入力してください。 外字(漢、英など)は入力しないでください。 外国人の方、海外居住者の方は任意入力となります。 氏 名
氏名(フリガナ) 必須	※半角で入力してください。 氏名合わせて20文字以内で入力してください。 小ざいやふは英文字で入力してください。例) わか → WAKA 外国人の方、海外居住者の方は以下の□にチェックして氏名を半角アルファベット(大文字)で入力してください。 ☐ 氏 名
生年月日 必須	西暦 年 月 日
性別 必須	☐ 男 ☐ 女
住所(漢字) 必須	※海外居住者の方は任意入力となりますが、郵便番号は必ず入力してください。 海外居住者の方は郵便番号を999-9999で入力してください。 郵便番号 - 自動入力 郵便府県 市区町村 町名・番地 マンション・アパート名
住所(フリガナ) 必須	※半角で入力してください。 海外居住者の方は半角アルファベット(大文字)で国名まで入力してください。 郵便府県 市区町村 町名・番地 マンション・アパート名

連絡先電話番号 必須	※ハイフンなしで入力してください。
メールアドレス 必須	@
勤務していた会社名 必須	
勤務していた会社の企業年金の担当者の連絡先電話番号 必須	※ハイフンなしで入力してください。
勤務していた会社の企業年金の担当者の部署名 必須	
企業型確定拠出年金規約の代表事業主名	
企業型確定拠出年金規約の承認番号(8桁)	

■以下の4社から移換元の記録関連運営管理機関(RK)の名称を選択し、必要な情報を入力してください。 **必須**

☐ 日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー(株) 登録番号: 0000011
契約番号(7桁) 契約名 加入者口座番号(10桁) **必須**

☐ 日本レコード・キーピング・ネットワーク(株) 登録番号: 0000074
企業名 **必須** 加入者番号(10桁) **必須**

☐ SBIベネフィット・システムズ(株) 登録番号: 0000115
企業名 **必須** 加入者コード(10桁) **必須**

☐ 損保ジャパンDC証券(株) 登録番号: 0000015
加入者コード(10桁) **必須**

1 キャンセル **2 入力内容の確認へ**

必要事項を
ご入力ください

〈提出書類貼付台紙〉

【年金SG・年金記録課】 提出年月日 年 月 日

《企業年金連合会への個人別管理資産移換申出(確定拠出年金)提出書類貼付台紙》

企業年金連合会のWEB画面に申出内容を入力後、「氏名・生年月日・居住所が確認できる以下のいずれか1通」を貼付して企業年金連合会までご提出ください。

①運転免許証(裏面に記載がある場合は両面)のコピー
②健康保険証(両面)のコピー
③「保険者番号」、「記号・番号」、「QRコード」が判別できない様にマスキング(塗り潰す等)してご送付ください
④マイナンバーカード(裏面のみ)のコピー
⑤パスポートのコピー

氏名 住所 〒

(ここに貼付してください。)

ここに
手続き確認書類を
貼付してください

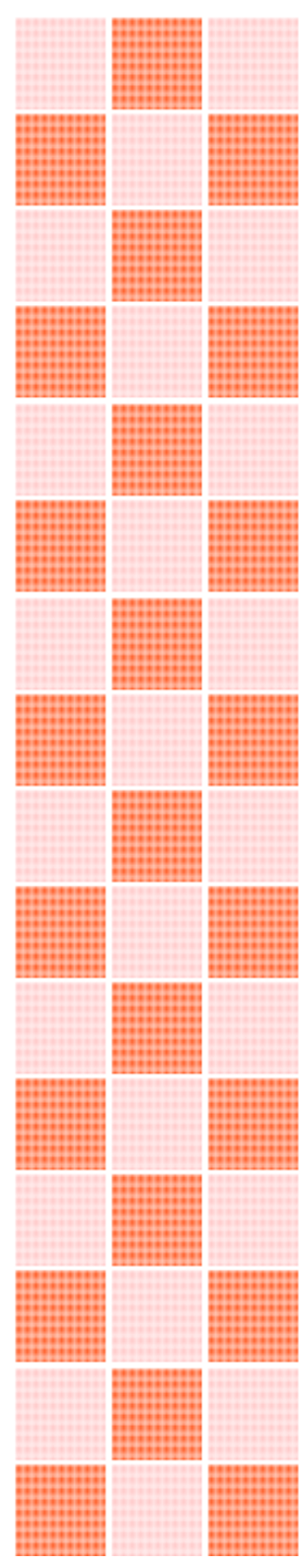
【送付先】
切り取って宛名に
ご利用ください

〒105-0011
港区芝公園2-4-1
芝パークビルB館10階
企業年金連合会
年金記録課 DC担当

①-2 記録関連運営管理機関（RK）に申出する場合

- ① 連合会のホームページから「移換申出書」をダウンロードします
記入項目は、①-1 連合会に申出する場合の【入力項目】と同じです
- ② 記入した「移換申出書」に免許証のコピー等を添付し、記録関連運営管理機関（RK）に郵送してください
※ 添付する書類は移換元のRKにご確認ください





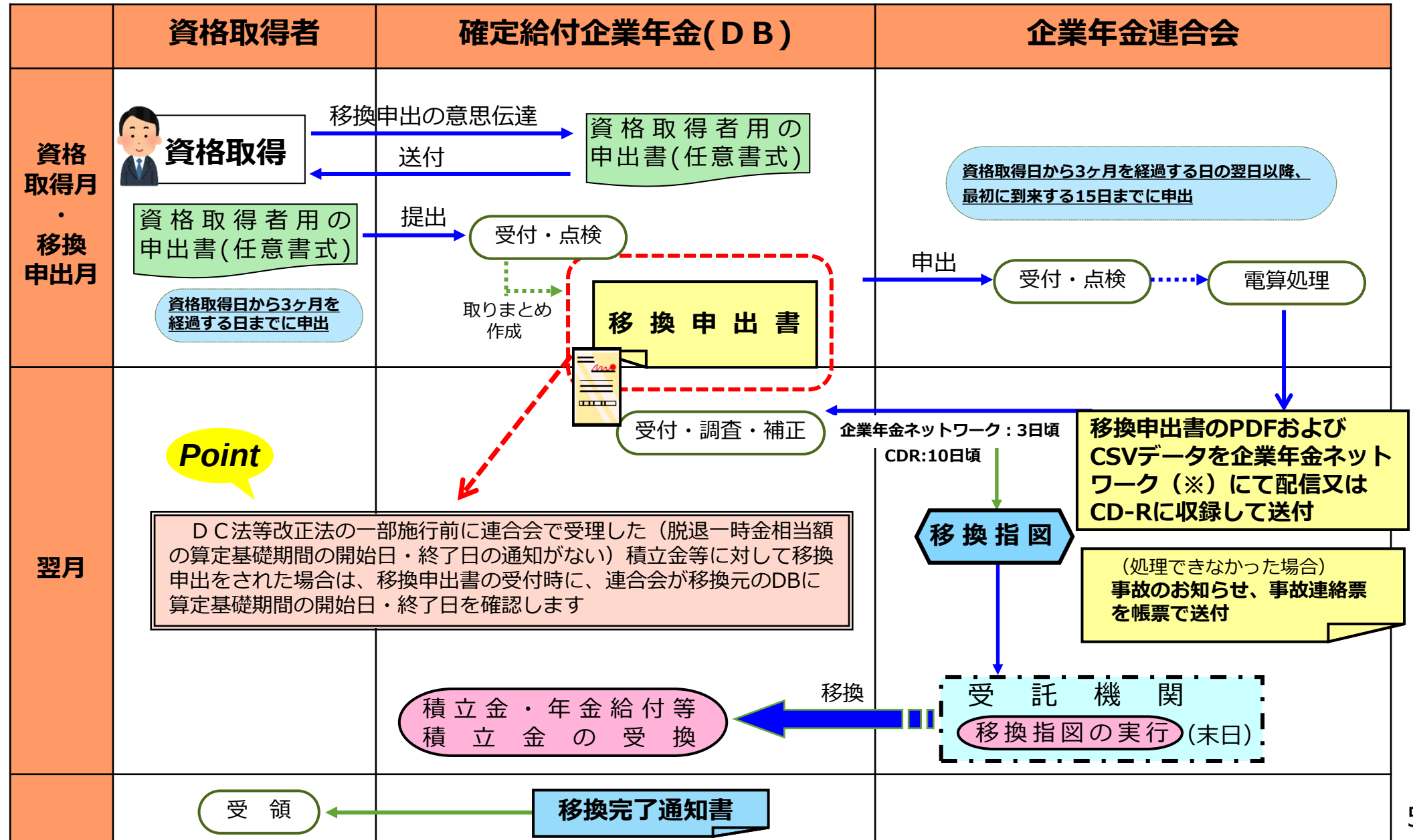
Ⅲ 企業年金と連合会の間での持ち運び

2. 連合会から持ち運ぶとき

2. 連合会から持ち運ぶとき 連合会からDBへの移換

締切日は事前にご確認ください
移換申出の締切日は毎月15日です（15日が土日祝日の場合は翌営業日）
※15日を過ぎると翌月処理分として取り扱います

資格取得者の移換申出を取りまとめて積立金等を連合会から受換する場合の流れ



※企業年金ネットワークについては、「企業年金ネットワークを介したデータ授受（中脱移換、情報提供）について」を参照してください

資格取得時の説明義務

以下の事項について、資格取得者に説明する義務があります

(「企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則について」平成17年7月5日付 年企発第0705001号より抜粋)

① 給付に関する事項

② 移換申出期限と移換申出の手続き

<本人申出の場合の注意事項>



以下の項目について本人にお知らせください。

- ・ 加入している確定給付企業年金の規約番号または基金番号
- ・ 加入している確定給付企業年金の名称

③ 脱退一時金相当額を移換された場合、確定給付企業年金の加入者期間に算入する期間およびその算定方法

④ 加入者期間が1年未満である者について、算定基礎期間を通算しないことを定めている場合は、その旨およびその概要

⑤ 制度変更を検討している場合で、その変更内容等を加入者や受給権者に説明している場合には、それと同様の内容

積立金等の移換申出

移換申出方法は次の2つがあります

⇒ 事前に連合会へ登録 「登録届兼変更届(様式第18号)」(P.25 ～)

- ① DBが加入者本人の申出を取りまとめて連合会へ申出をする
- ② 加入者本人が直接連合会に申出をする

登録届兼変更届（様式第18号）

DBが準備する任意の様式で、
移換の意思確認や、移換する
積立金等の種類を確認します

取りまとめ

企業年金

①

連合会

②

規約に、連合会から積立金等の移換ができる旨が定められており、
登録届（様式第18号）にて次の内容が登録されている必要があります。

1. 移換の可否（「移換できる」ことが前提）
2. 移換できる積立金等の種類
3. 移換の手続き方法（取りまとめ、または本人申出）

項 目	内 容	変更箇所
様式第18号 企業年金連合会 年金サービスセンター長 殿 登録届兼変更届（確定給付企業年金）		
規約番号・基金番号		
(会員番号)		
事業主又は基金の名称		
確定給付企業年金実施事業所の事業主又は企業年金基金の名称（規約型にあっては代表となる事業主の名称）	(フリガナ)	
担当部署名		
所在地	〒	
電話番号		
総幹事受託機関（資金決済業務を委託している受託機関）の名称		
連合会から積立金等の移換ができるか否か	☐ 移換できる ☐ 移換できない	1
連合会から積立金等の移換ができる場合	☐ 全ての積立金等を移換する ☐ 年金給付等積立金等のみ移換する（厚生年金基金分） ☐ 積立金のみ移換する（確定給付企業年金および確定拠出年金）	2
連合会から積立金等の移換を受ける場合の手続き	☐ 事業主又は基金が中途退者の申出を取りまとめて連合会に申出をする ☐ 中途退者が直接連合会に申出をする	3

*上記の内容に変更があった場合は、変更した項目の「変更箇所」に○印を付し、「内容」欄に変更後の内容を記入してください。

連合会からDBへ持ち運ぶとき

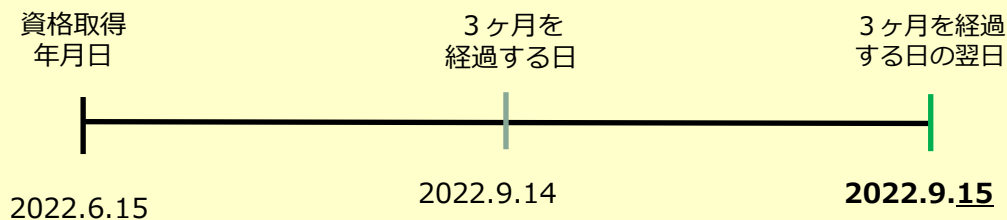
◆ 連合会への申出時期



加入者は、DBの加入者の資格を取得した日から起算して3ヶ月を経過する日までに、加入したDBへ申出を行います

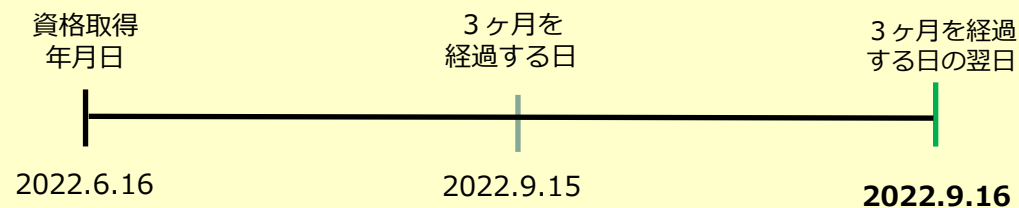
加入者の申出を受けたDBは、申出があった日の翌日以降、最初に到来する15日（15日が土日祝日の場合は翌営業日）までに、連合会に申出を行います

例 1



連合会への
最終申出月
(最初に15日が到来する月)
2022.9月

例 2



連合会への
最終申出月
(最初に15日が到来する月)
2022.10月

57

中途脱退者等積立金、年金給付等積立金等移換申出書の見方

◆ 中途脱退者等積立金、年金給付等積立金等移換申出書（様式第13号）

様式第13号

中途脱退者等積立金、年金給付等積立金等移換申出書（確定給付企業年金分）

2018. 07. XX

1 ページ

105-00XX
港区芝公園 X-X-X

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第58条第2項及び第55条第2項の規定により、申出のあった下記の者に係る積立金及び年金給付等積立金等を本月末日に移換します。

○△□企業年金基金

2018 年 12 月 3日

企業年金連合会

<00012

移換する金額（年金原資分）

通算企業年金額 通算企業年金現価率

178,479円 × 12.2466 ÷ 2,185,761円（1円未満切り上げ）
2,185,761円 + 29,100円 = **2,214,861円**

※返還事務費

※返還事務費基準額：返還処理に係る費用

資格喪失日

- ・平成26年10月1日以降の場合 5,000円
- ・平成26年9月30日以前の場合 3,800円

記

規約番号又は基金番号		00012X									
基礎年金番号	加入者氏名	性別	生年月日	移換申出区分	本人拠出相当額	積立金等のうち返還事務費	算定基礎期間等	算定基礎期間等	開始日	終了日	積立金等の区分
2222-12345X	レンゴウカイ タロウ 連合会 太郎	男	1981. 05. 14		100,000	2,214,861	29,100	111	2008. 04. 01	2017. 07. 01	確定給付企業年金の脱退一時金相当額
						2,214,861	29,100				

返還事務費 = 移換通知時の事務費 - 返還事務費基準額（※）
29,100円 = 34,100円 - 5,000円

（注） 1 返還事務費は、積立金等に含まれており再掲しています。

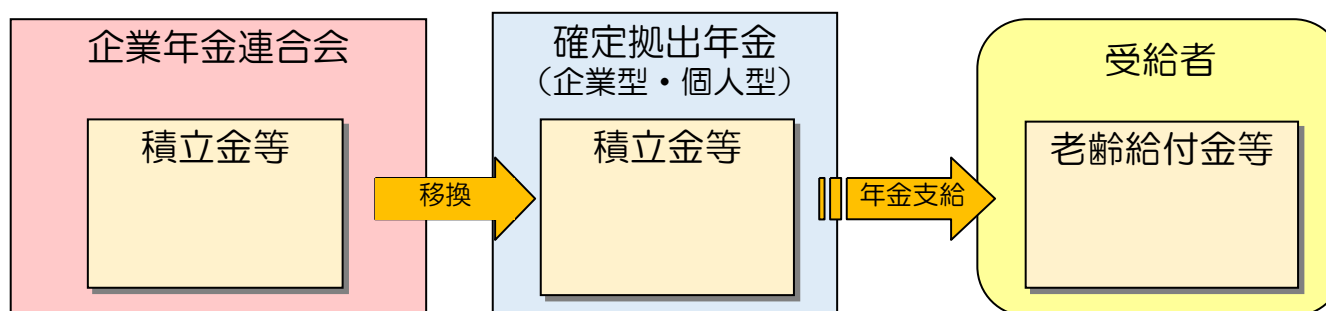
項目 性別	申出人数	件数	積立金等（円）	返還事務費（円）
男子	1	1	2,214,861	29,100
女子	0	0	0	0
合計	1	1	2,214,861	29,100

連合会がDBに移換する金額
（返還事務費を含んでいます）

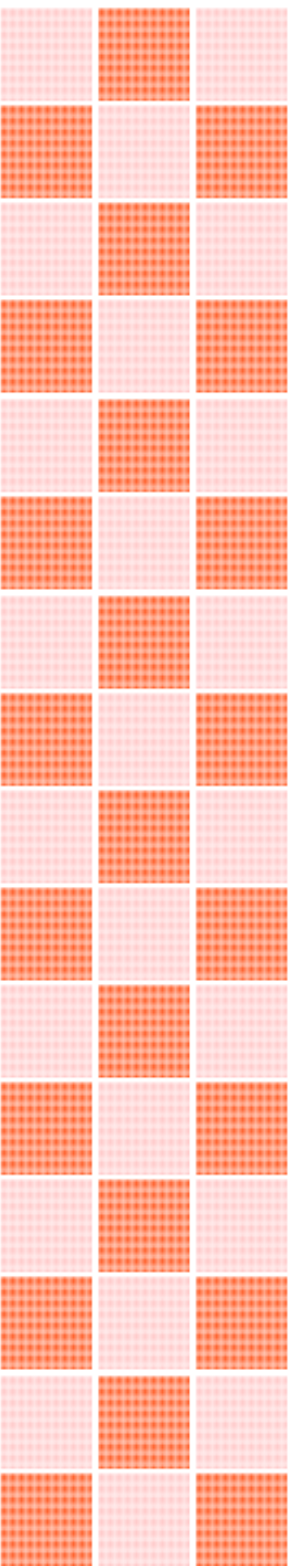
連合会からDC（企業型・個人型）への移換

連合会に脱退一時金相当額等を移換した者が、確定拠出年金（企業型・個人型）に加入した場合、本人の申出により、その者に係る積立金等を連合会から加入先の確定拠出年金に移換することができます（平成17年10月～）

ただし、連合会の老齢年金給付の受給権を有している者は移換できません



- ・ 事業主が中途脱退者等の申出を取りまとめて連合会に申出する場合は、年金記録課までご提出ください
中途脱退者等が直接連合会に申出する場合は、連合会コールセンター（0570-02-2666）までご連絡ください
- ・ 連合会に登録がない場合は、P.46 の「登録届兼変更届（確定拠出年金）」の提出が必要となります



IV 參考資料

1. 連合会ホームページの活用

◆ 各種様式ダウンロード

① 「通算企業年金のおすすめ」をクリックします



③ 年金制度ごとのリンクをクリックします



② 「移受換の事務処理」をクリックします



④ 必要な様式をダウンロードします



1. 連合会ホームページの活用

◆ 年金試算シミュレーション

① 「通算企業年金のおすすめ」をクリックします



③ 年金試算条件を入力し、「試算」をクリックします

年金試算条件

※数字は全て半角で入力してください。

生年月日 必須	西暦 1980 年 1 月 1 日 (半角入力)
脱退一時金相当額、 残余財産分配金、個人別管理資産の額 必須	2000000 円 (半角入力 コンマは不要)
性別 必須	☒ 男性 ☐ 女性
資格喪失年月日(退職日) (注記1) または基金の解散日・制度の終了日 必須	西暦 2022 年 6 月 1 日 (半角入力)
移換を申出する予定の年月 (注記2、3、4) 必須	西暦 2022 年 6 月 (半角入力)
過去に通算企業年金として連合会に移換して そのままにしている (ポータビリティで他に移換していない) 必須	☐ はい ☒ いいえ

注記1 資格喪失年月日は、規約により退職日の翌日となる場合があります。

注記2 企業年金連合会に対し脱退一時金相当額、残余財産分配金、個人別管理資産の移換

注記3 15日を過ぎて申出する場合は、翌月を入力してください。

注記4 移換申出年月の翌月が移換年月(実際に年金原資を移す年月)となります。

キャンセル
試算

検索

年金試算シミュレーション

② 「年金試算シミュレーション」をクリックします



④ 年金額および事務費の試算結果が表示されます

年金試算結果			
支給開始年齢時の年金額 (年間の支払額) (注記1)	128,090円	支給開始年齢 (支給開始時期) (注記2)	65歳
移換時の年齢	42歳7ヶ月	移換時の適用利率	1.25%
注記1 ・支給開始年齢から生涯にわたってお受け取りいただけます。 ・80歳前に亡くなった場合は、残りの期間分の一時金が遺族に支給されます。 ・この年金額から更に下記の事務費が控除されることはありません。 注記2 生年月日等に応じた支給開始年齢を超えて移換された場合は、移換された月に年金の受給権が発生するため、移換された月の翌月から年金が支給されます。			
脱退一時金相当額、 残余財産分配金、個人別管理資産の額	2,000,000円	移換時に控除する事務費額 (注記3)	34,100円

1. 連合会ホームページの活用

◆ 「通算企業年金のおすすめ」パンフレット

検索

企業年金の通算制度

① 「企業年金のしくみ」をクリックします



② 「企業年金の通算制度」をクリックします



③ 年金制度や資格喪失日等を確認し、該当するパンフレットを選択します

連合会の通算企業年金のおすすめ

通算企業年金とは、中途退職などでこれまで加入されていた企業年金を脱退された場合などに、それまで蓄えられた年金原資を企業年金連合会でお預かりし、将来年金としてお受け取りいただくものです。

詳しくはこちら

『企業年金連合会の通算企業年金のおすすめ』パンフレット

- 令和4年5月1日以降に加入資格を喪失した方向け
 - 厚生年金基金（中途脱退者向け）(PDF形式/1.50MB)
 - 厚生年金基金（解散基金加入員向け）(PDF形式/1.49MB)
 - 確定給付企業年金（中途脱退者向け）(PDF形式/1.52MB)
 - 確定給付企業年金（終了制度加入者向け）(PDF形式/1.42MB)
 - 企業型確定拠出年金（加入資格を喪失した方向け）(PDF形式/1.54MB)
- 平成29年4月1日以降に加入資格を喪失した方向け
 - 厚生年金基金（中途脱退者向け）(PDF形式/1.58MB)
 - 厚生年金基金（解散基金加入員向け）(PDF形式/1.58MB)
 - 確定給付企業年金（中途脱退者向け）(PDF形式/1.60MB)
 - 確定給付企業年金（終了制度加入者向け）(PDF形式/1.56MB)
- 平成26年10月1日から平成29年3月31日までに加入資格を喪失した方向け
 - 厚生年金基金（中途脱退者向け）(PDF形式/2.24MB)

この下にパンフレット送付依頼書があります

例. 確定給付企業年金（中途脱退者向け）



2. よくある質問 Q & A

Q1：「登録届兼変更届（DB様式第18号）」の提出について教えてください

A1：【初回登録】登録がないと移換通知が受理できません。必要な添付書類とともに届出願います。（P.25～）

【変更】最新の情報で移受換事務を行うために、変更の都度、届出願います

なお、規約番号・基金番号の変更は【初回登録】扱いとなり、添付書類が必要です

※名称および住所について、移換通知受理書の送付先情報にもなるため、忘れずに変更の届出をお願いします

なお、管轄の厚生局への認可申請・届出が必要な場合は、そちらも忘れずに手続きして下さい

Q2： 年金記録係あてに提出する移換通知(申出)や取消・訂正届の受付締切日を教えてください

A2： 毎月15日(15日が土日祝日の場合は翌営業日)です

受付締切日を過ぎて到着したものは、翌月処理分として受付いたします

※登録届兼変更届は随時受付。登録内容に変更があった場合はお早めに届出願います



2. よくある質問 Q & A

Q3： 連合会に移換通知(申出)した脱退一時金相当額を取消する場合に、必要な様式を教えてください

A3：【DB】「中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届（様式第14号+第14号付表）」
をご提出下さい

Q4： 連合会に移換通知(申出)した脱退一時金相当額を取消したいので、移換通知(申出)をなかったことにできますか

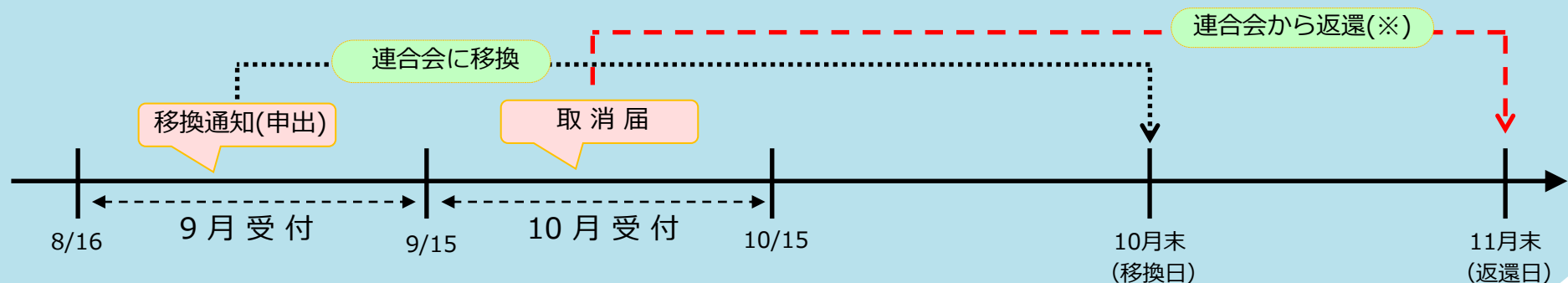
A4： 移換通知(申出)月と同月内に取消届を提出いただいた場合に限り、脱退一時金相当額の移受換は行われません
(各種届出の受付締日は、A2参照)

なお、取消届が締日までに提出できなかった場合は、移換通知(申出)をなかったことには出来ません

この場合、移換通知(申出)月の翌月10日頃に届く受理書等に基づき、一旦、脱退一時金相当額を連合会に移換いただき、並行して、連合会に取消届を提出して下さい

取消の処理が完了したところで連合会から調整通知書をお送りし、脱退一時金相当額を返還(※)いたします

※ 返還する脱退一時金相当額 = 移換いただく脱退一時金相当額 - 定額事務費(1,100円) + 利息(発生した場合)



ご不明な点やご質問等がございましたら、
下記の連絡先までご連絡ください

〒105-0011
東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10階

企業年金連合会
年金サービスセンター 年金記録課 年金記録係
電話：03-5401-8732
ホームページ <https://www.pfa.or.jp/>